

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第5回会議 議事録

第1 日時 令和4年6月24日（金）自 午後1時00分
至 午後4時39分

第2 場所 法務省20階 第1会議室

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間となりましたので、当部会の第5回会議を開会したいと思います。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は衣斐幹事が御欠席と伺っております。また、小澤委員及び杉山幹事が後ほど御出席の予定と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は、部会資料7「倒産（2）」及び部会資料8「人事訴訟・家事事件（2）」を配布させていただいております。資料の内容につきましては、後ほど御審議の際に事務局から説明させていただく予定です。

また、本日は小畑委員から「倒産手続のIT化に向けた最終取りまとめ」と題する資料を御提供いただいております。こちらにつきましても配布させていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議に入りたいと思います。

本日は倒産及び人事訴訟・家事事件の二読ということになりますけれども、事前に事務局から御連絡があったかと思っておりますけれども、中間試案というものを念頭に置いて御議論をいただくべき時期に来ているのかなと思っておりますので、その中間試案等においてどのような形でパブリック・コメントに掛けるのが相当かどうかというような点を念頭に置いて御議論をいただければ大変有り難く存じます。

それでは、一つ目のテーマで、部会資料7「倒産（2）」ということですが、「第1破産手続」の「1 申立て等」、この点について事務局から説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。部会資料7の1ページに記載しております「1 申立て等」は、破産手続におけるインターネット申立てについて取り上げるものでございます。

まず、本文（1）は、破産手続における申立て等において、一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることについて取り上げるものでございます。本文（2）は、民事訴訟手続において義務化することとされた委任を受けた代理人等のほか、破産管財人等についても義務化をすることについて取り上げています。3ページに記載しております本文（3）は、破産管財人に債権届出の受領に係る事務を取り扱わせることについて取り上げるものでございます。この規律を設けることの必要性及び許容性について、更に御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいたもののうち、まず1の（1）と（2）ですね、（3）は少し切り離して後で御議論いただきたいと思っておりますので、（1）及び（2）、この点につきまして御意見あるいは御質問を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○小畑委員 小畑でございます。よろしく申し上げます。（1）につきまして、中間試案に向けての異論はないのですけれども、インターネットを用いてするという点につきまして、従来の議論で、システム上のフォームの入力方式、これが破産手続にとってはふさわしいのではないかという意見が多かったと思っておりますので、この点を、説明のところでも結構なので、是非触れていただきたいというのが1点でございます。

それから、(2)につきましては、ここも特段異論はないというところでございます。

(注)のところの債権届出に関しましては、私の方から原則義務付けるという方向での意見を述べておりますけれども、これとセットとして債権者が権利を失う失権を防ぐ制度、債権届出を容易にする制度、それから代理人等、債権届出をサポートする制度と、これをセットでということでお話ししていたと思いますので、その点についても少し触れていただければ幸いというところでございます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。1の(1)のところなのですが、記載自体に異論はありませんが、初めて中間試案という形で見た方たちが、申立て等にどういったものが入るのか入らないのかということについて共通認識を持った上で意見を述べていただいた方がいいと思います。これはほかの各種手続でも共通ですが、申立て等の説明について、以前の部会資料と同様の記載が必要ではないかと思っておりますので、御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。補足説明等での多分御対応ということに。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村でございます。中間試案に関しましては、この部会において中間試案自体の御検討をしていただいた上で、通例、中間試案とは別に、事務当局の責任において補足説明を書かせていただいて、その中間試案の内容を分かりやすくするというのを尽くしてきているのが通例かと思っております。今回もそれはさせていただこうと思っています。

今お話があった中で小畑先生から御指摘いただいた点なども、この部会でされていた議論だったと思っておりますので、例えばフォーム形式などについては、そういった御指摘があったということなどは補足説明で触れていただきたいということかと思っております。そこは、それを踏まえて私たちも検討といいますか、書く方向といいますか、考えていきたいと思っておりますし、今、櫻井先生のお話のあったとおり、申立て等についてもそういった説明、従前の議論というのを書かせていただこうと考えるところでございます。今回の部会資料あるいは次回以降の部会資料につきましても、そういった中間試案の補足説明に書くこと全てを部会資料の説明に書くというよりは、中間試案の変更点を中心に書かせていただこうということを考えていますので、それはもちろん中間試案の補足説明において何も書かないという趣旨ではなくて、中間試案の補足説明は、これまでの部会資料ですとか皆様の御議論を頂いたものを踏まえてきちんと書こうと考えているところでございますので、頂いた御意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

○山本(和) 部会長 そのような御趣旨ですので、補足説明にこういうことを書いてほしいというような御希望も、もちろん御発言いただいて結構ですので、ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、部会資料3ページの(3)破産管財人と債権届出という部分ですが、この点につきまして、やはり御質問、御意見等、お出しを頂ければと思います。

○小畑委員 破産管財人への債権届出の必要性の問題につきましては、従前からお話し申し上げているというところございまして、一般的に破産管財人に対しての届出を認めてほ

しいという趣旨ではないので、例えば特段の事情がある場合とか、そういう限定を付した方がいかなとは思っているところでございます。

それから、内容的なところですが、時効の完成猶予との関係が前回も議論になったと思っております。東京地裁の運用ですと、ここ20年くらい破産管財人が裁判所の補助機関として債権届出を受領しているという運用が行われています。その中で時効の完成猶予をめぐって紛争になったというような事例は、少なくとも私の方で聞いたことはございません。

また、破産管財人の地位の問題で行きますと、これは趣旨は違うのですけれども、例えば国税徴収法において破産管財人は裁判所、執行官と並んで執行機関ということで位置付けられているという立法例もあるという点から考えますと、破産法において債権届出を受領できる権限を与えるということは十分可能ではないかと考えているところでございます。その点をこれまでの主張内容に補足させていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。小畑委員に御確認ですが、御発言の前半部分の趣旨は、（3）のゴシックの部分に何か要件のようなものを書き込むべきだという御主張と理解していいですか。

○小畑委員 はい、これだと一般的に債権届出を認めるという趣旨に取られないかという意見が日弁連の中でもありましたので、特段の事情がある場合とか、そういうものが必要ではないかと考えます。

○山本（和）部会長 分かりました。特段の事情ではなかなか条文にはならないとは思いますが、事務当局、お願いします。

○脇村幹事 脇村でございます。これまで議論のあったとおり、全てのケースについてこうしようというよりは、特に今後、システマ的なものをした場合においてもなお必要なケースに限ってといいますか、デマケも考えていくべきだという御指摘があったと思っておりますので、少なくとも一定の要件の下でとか、何かそういった留保を付けるような形でゴシックに書いた方がいいのではないかと御指摘かと理解いたしましたので、細かい表現ぶりなどは恐らく今後の検討といいますか、更なる検討だと思っておりますので、いずれにしても全てではないということが分かるような形で提案というか、そういう方向で私たちも考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 ありがとうございます。今更何を言っているのかという気も自分でもして、少しあれなのですが、破産手続ということで今、議論しているのですが、再生手続についてもこの債権届出の話は出てくるはずですが、管財人がいる場合は横並びでいいと思うのですけれども、管理命令が出ていない場合にどうするかということもやはり併せて考えないと、ここはまずい問題であると思っておりますので、今、小畑さんがおっしゃった、管財人が半分公的な地位にあるというのは確かだと思っておりますが、再生債務者が管理処分機関である場合については、それは少し無理なのではないかという気もしますので、その辺りを少し補足説明でメンションしていただくと、あるいは12ページの第2の部分でメンションしていただいても結構ですが、少しその辺りが気になるところですので、事務当局の方でよろしく御検討ください。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 ありがとうございます。事務当局といたしましても、恐らく横並びで考えるとしても、再生債務者は難しいのではないかという方向かなというのは漠然と今、思っておりましたので、恐らく皆さんの方でもそういうお考え、もちろん違うお考えがあれば両方書くということもあると思うのですけれども、やはり一種の公的な存在ということでは再生債務者は難しいという前提で、もし御説明させていただくことで差し支えなければ、私たちもさせていただけないかと思えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 私も再生債務者まで広げる考えはありません。その部分は、自認債権の制度があるので、実質的にその必要性も余りないのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第1の1についてはこの程度にさせていただければと思います。

引き続きまして、資料4ページの「2 提出された書面等の電子化」、この部分について事務当局から資料の説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。4ページ、「提出された書面等の電子化」は、破産手続において裁判所に提出された書面等を電子化して事件記録とすることについて取り上げるものでございます。

本文（1）は、裁判所に提出された書面等につき、裁判所に電子化の義務を課す事件の範囲について御議論をお願いするものであり、（注）では、先日の御議論を踏まえ、具体的な考え方を幾つか挙げさせていただいております。

本文（2）は、裁判所に電子化の義務が課された場合の具体的な規律の内容について御議論をお願いするものでございます。（2）アの①及び②、イの①につきましては、民事訴訟と同様の電子化の規律を設けることを取り上げるものであり、イの②は、破産手続における支障部分について取り上げるものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この2、（1）、（2）に分かれています、特に分けません。特に、（1）の（注）の部分が電子化の義務の範囲について、今までの議論を踏まえてやや具体的な考え方を複数書き下ろしていただいているところでもありますので、このような考え方の当否、さらに、このような形で中間試案でお示しするということの当否等も含めて、御質問でも御意見でもお出しを頂ければと思います。

○今川委員 （1）の（注）のところなのですが、④の全面電子化というところなのですが、この（注）の読み方ですけれども、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上でということで、④までかかっているのですね。そうすると、裁判所の判断ということになると、全面裁判所が電子化しなければならないというのも裁判所の判断でやるということ、しなければならないというところと矛盾してしまうので、この裁判所の判断というのがどういう意味なのかというのがよく分からないというのが1点、質問です。

それから、もう1点質問がありますのは、（2）の書面等の電子化のルール原則のところのイの②ですけれども、当該書面の提出とともに書いてある部分ですけれども、これはきっと支障部分の閲覧等の制限の申立ての対象となる書面の提出と読むのだろうと思

うのですが、これは書面の提出のときだけに限ってこういうことを記載しているのかどうか、インターネットによって提出されたものは対象としないということなのか、もし対象とするのであれば、電子化で出したものをどうするのかという点についての質問です。

以上、2点です。

○山本（和）部会長 それでは、質問2点、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。（1）の（注）につきましては、これは任意であることは当然できるよねということ的前提に考えるということを考えていたのですが、先生がおっしゃるとおり、少なくとも④との関係ではそんなケースもないということになってしまいますので、恐らくあるとしても、例えば①、②、あるいは③でも申出がなくてもすることがあるということを書こうとしていたことですので、書き方は少し分かりやすく書かせていただこうと、④の関係では、恐らくこれは要らないということだと思いますので、そこは申し訳ございませんでした。

（2）のイの②につきましては、すみません、ここの提出については電子のときには当然、電子と併せてということを考えていまして、少し書き方が不適切だったと思っています。また、今、先生が御指摘いただいて、ともにとというのが要るかどうかも含めて考えた方がいいのかなということも少しあるかという気がだんだんしてまいりましたので、恐らくここの考え方としては、大枠として破産法12条に基づいて閲覧等制限の掛かるようなケースについて、ざっくり紙でやることも許容しますかという問題点を書かせていただこうということでしたので、そういうのを分かりやすくする形で少し書かせていただこうかと思っています。申し訳ございません。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 先ほど申し上げました、債権届出等についてフォーム入力等の方式をとるといような場合も考えられる中で、ここでの書面による電子化という話は、いわゆるPDF化ということに限られる話なのかどうかということところです。民訴を前提とするとそのようになるかと思うのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。質問でございます。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく、物がどういったものかにもよると思うのですが、基本的にはPDFを想定して今のところはいました。つまり、証拠的なものも含めた添付文書などは、これは入力式というのは少し考えにくいところがございます。そういう意味でPDFかなと思っています。あと、小畑先生がおっしゃっていた中で、恐らく債権届出などの届け出たものについての活用ということで行くと、それは単にPDFだけではなくて、デジタル的な打ち込みといいますか、方法かということで、恐らくそこを突き詰めると、そもそも債権届出が出たときに、その債権届出と別に記録上何かデジタル的なものを作りましょうみたいな、少し違う話なのかなという気はしていまして、恐らく認否表とかそういった話は入力できるかどうかということなのかもしれません。そういった意味で、ここでは一応、添付文書も含めたことでしたので、必ずそうするというわけではないのですけれども、基本的にはPDFをスキャンするということを念頭に考えていただくということで間違いのないのかなと認識しています。

- 小畑委員 ありがとうございます。了解いたしました。
- 植松幹事 ありがとうございます。(2)アの①、②のただし書の関係なのですが、第2回のときに、どういう場合を指すのかお尋ねして、これは民訴と同様で、技術的に電子化しにくいようなものを指すと御説明いただいたのですが、この記録することに困難な事情があるときという記載だけですと、弁護士の中でも誤解して、もう少し広くいろいろな事情を含めて読む人もいますので、ただし書のケースというのがどういう場合を指すのかについて、補足説明の中でいいとは思いますが、具体的に書いていただいた方がいいかなと考えております。ちなみに、この点はほかの手續についても同じような記載が出てくると思いますので、ほかの手續についても併せて御検討いただければと思います。
- 山本(和) 部会長 ありがとうございます。それでは、補足説明で適宜対応を頂きたいと思えます。
- 橋爪幹事 2の(1)の(注)の関係なのですが、まず裁判所のスタンスとして誤解がないように最初に申し上げておきたいのは、破産事件において、書面の形で提出されたものは電子化せずにそのまま残すということが原則といったことを考えているわけではございません。今回の部会資料の(注)にも記載されているとおり、正に先ほど今川委員が御指摘された点なのですが、裁判所の判断で電子化することが可能ということ、当然の前提に、できるだけ書面の電子化を行っていくこと、それにより事件関係者に電子記録の利便性を享受していただけるような運用を確立していきたいと考えていることについては、まず申し述べておきたいと思えます。
- 最高裁として従前から申し上げてきたのは、紙から電子への移行が進んでいく過渡期において、あらゆる破産事件のあらゆる書面について一律に電子化するというを法律上、裁判所に義務付けるまでの必要があるといえるのか、事件を限って一部の事件の、若しくは書面を限って一部の書面については、場合によっては電子化するかしないか、あるいは電子化するとしてもそのタイミングなどについて、実際に改正法が施行された後の裁判所の合理的な運用にある程度委ねていくということもあるのではないかとこの点でございます。ですので、基本的な電子化の方向性については、委員、幹事の皆さんの考えと大きく異なるものではないように思っております。
- 今回の部会資料では、正にそのような裁判所の運用の余地を認め得るものとして、①から③までの考え方が示されているものですが、電子化するかしないかについては、まずは裁判所が適切に判断、運用することが大前提であり、この①から③に当てはまらなければ電子化しないわけではないというものかと思えますので、それを前提に御議論いただければと思います。
- 山本(和) 部会長 ありがとうございます。
- 富田委員 ありがとうございます。今、例示でお示しいただいております①から④なのですが、一般の市民の目で見させていただくと、順番が非常に分かりにくくなっているように思えます。今回の、利便性を向上する、若しくは効率化を進めるなど、IT化を進める様々な利点のある中で、どこまでできるのかだと思います。そうした中、今、最高裁判所の方から様々な判断が必要だという御発言もあった中で大変言いにくいことではあるのですが、検討の順番は、一番最初が、全ての事件について電子化の義務を課す、次に、

全てでは難しい課題があるので例外を設けるという順番の方が、この先パブリック・コメントなどで意見をもらうときに、どこに課題があるのかより分かりやすくなるのではないかと思います。

特に、説明を読んでおりますと、④だけがメリットとデメリットに問題があると書いてあり、①から③は課題があるとなっていて、書きぶりが違うように見えます。もしこの順番で行くのであれば、④の記載ぶりを合わせるべきだと思いますし、並び替えるのであれば、例外を設けないところから、例外を増やしていく記載の仕方もあるかと思いますので、御検討いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、この順番についてはもう一度お考えを頂いて。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく、先ほども最高裁の方から発言がありましたけれども、できるだけしていった方がいいということを前提に、手段として法的義務を裁判所に課すかどうかという話かなということで、法律の面から書いてしまったので、この順番になった点があるのですけれども、恐らく手段と方法というか目的などで、数種の書き方があるかと思いますので、少し分かりやすくできないか、考えていきたいと思います。

○山本（和）部会長 よろしくお願ひします。

○河村委員 ありがとうございます。今出た御意見と多少違う意見なのですけれども、デジタル化ということが国を挙げて、世界的にも後れているということで、一歩でも二歩でもデジタル化ということで、様々な制度で今、もう一斉に法律などを改正してデジタル化しようとしているわけですが、私は基本的にデジタル化の方向に反対はしないのですけれども、デジタル化することで何か裁判とか司法とか、国民にとって質がよくなる、つまり、情報を見る面とか、過去のものを検索するとか、そういうことでよくなるかもしれませんが、本質的なところでよくなるかどうかというのとはイコールではないと考えています。全く負荷が掛からずにデジタル化できるならば、今よりも楽になるわけですから、いいわけですけれども、今の段階で義務を強く課すとかいうことによって裁判所が、私たちは税金を払う市民の代表なわけですが、デジタル化によって負荷が掛かるということは少し本末転倒ではないかと思っています。ですから段階を踏むべきだと思いますので、今の段階で全ての電子化イコール国民にとって利便が増えることだというアプローチは違うと思っているというコメントをさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 2の（1）の書きぶりなのですが、民訴法の間接試案のときでも書面が出たときには、裁判所がその書面を電子化することについてどのように考えるかとかいうような書きぶりと思ったのですが、書きぶりは民訴法の間接試案と同じようにした方がいいのかなという気はいたしましたけれども。実質は、しなければならぬということになるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。民訴法も最後はしないといけないということの表現になっていたのですが、義務の方が分かりやすいかなというぐらいの感覚で書かせていただいたところだったので、先生の御意見いただきましたので、書き方、恐らく実質は変わらないにしても、そちらの方がいいのではないかということだと思いますので、少し

考えさせていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。（２）も含めて、よろしいですか。

○脇村幹事 せつくなので恐縮なのですが、（２）イで①と②ということで、民訴並びが①で、②はある意味、破産独自の考えですので、一応平板に二つ並べたのですが、もし破産独自については破産独自の問題なのだということで別項目にした方がもし分かりやすければ、した方がいいのかなというところも、実は資料を作っていて少し考えていたところでございまして、もし①と②で並列的に単に並べるというよりは、民訴並びのものとそうでないものを一応区別するのが分かるような形でゴシックを書いた方がいいという御意見があれば、そうしようかと思っていたのですが、もし御意見いただければと思っています。

あと、部会資料８の方で出てくる関係で、すみません、こちらで抜けているのではないかと御指摘もあるところがありまして、これは書面の電子化について書いているのですが、インターネットで申立て等がされたときについてはそのまま電子的に記録することを前提に考えていたところで、民事訴訟法ではそういった秘匿的な事項については電子で来たものを書面に落とすということも併せて議論しておりまして、部会資料８ではそういったことも（注）の形で書いたりしていることもございまして、もちろん８で御議論していただいたものを踏まえながら書こうかと思っていたのですが、場合によってはそこも書いた方がいいのかな、民訴並びに関しては書いていいのではないかとということも含めて今、考えているところでございまして、もし何か御意見がございましたら頂ければ助かります。こちらの不手際で申し訳ありません。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。イの①と②は並列しているけれども、①の方は当然といえば当然というか、民訴の並びのことを規定するということですが、②は破産に特有の事柄なので、分けて書いた方が意見が出やすくなるのではないかと御趣旨であったかと思いますが。特段御意見はないですか。

では、これは事務当局の方で次の資料のところまで。

それから、インターネット経由で申し立てた場合について、それを書面に落とすという、これは部会資料８だと２の（１）、（２）それぞれですが、（注）に書かれてあることということですか。

○脇村幹事 はい。

○山本（和）部会長 同じようなことを破産の場合でも注記すべきであるかもしれないという御指摘だったかと思いますが、いかがでしょうか。特段あれでしょうか。

では、これもまた次の資料の方を作成する際に適宜付け加えて。その実質的な中身については、また資料８のところ御議論を頂ければと思います。

それでは、この２について、提出された書面等の電子化、この部分はよろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料７ページの「３ 裁判書、調書等の電子化」、この点について事務当局から説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。７ページ目に記載しております３は、裁判書や調書等の電子化について取り上げるものでございます。先日の御議論では

この点について反対の御意見はなかったように思いますが、改めて御意見等がございましたら頂戴できればと存じます。

○山本(和) 部長 いかがでしょうか。御質問、御意見があればお出しただければと思いますが。

特段この点はよろしいでしょうか。これまでもそれほど異論はなかったところかと思えます。

それでは続きまして、その下、「4 期日におけるウェブ会議の利用等」について、これも事務当局から説明をお願いいたします。

○森関係官 御説明いたします。7ページ目に記載しております「4 期日におけるウェブ会議の利用等」は、破産手続の期日におけるウェブ会議等の利用について取り上げるものでございます。

(1)では、口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋につきまして、民事訴訟において導入されたウェブ会議等の規律を設けることを取り上げるものでございます。8ページに記載しております(2)及び(3)は、債権調査期日と債権者集会の期日においてウェブ会議の規律を設けることを取り上げるものでございます。この点につきましては、ウェブ会議を利用することを決定する際の裁判所において、一定の者からの意見聴取を必要とするかなどについても御意見を頂戴できればと思えます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、(1)から(3)までありますが、特段区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御指摘を頂ければと思えます。

いかがでしょうか。

○中吉委員 ウェブ会議を利用する際の意見聴取の問題でございますけれども、破産の実務を御紹介させていただきますと、破産手続開始決定のときに債権調査期日と債権者集会の期日を同じ日時に指定するという事案が多々ございます。そのような事案におきましては、換価業務が終了して配当の見込みが出てくるまで破産管財人による債権認否を留保し、債権者集会とともに債権調査期日も続行していくという運用をしているところでございまして、このような実務の運用からいたしますと、債権調査期日と債権者集会を同時進行していくことがありますから、意見聴取の要否という規律も両方合わせるのが自然ではないかと思っているところです。そして、債権者集会につきまして、特段これは意見を聴取する必要はないということにするのであれば、債権調査期日についてもそれも規律を合わせて頂くということがよろしいのではないかと思っているところです。

債権調査期日について破産者、破産管財人の意見を聴取するということに関しまして申し上げますと、債権調査の方法としては、現行法上、書面による調査方式も認められるところであり、調査期日を指定しながらウェブ会議を利用するということについては、どうい場合にニーズが高いかと申し上げますと、先般の緊急事態宣言が出されたというような場合であり、期日がなかなか実施しにくい場合にウェブに切り替えようではないかというお話が出てくるということかと思われまます。そのような場合に、破産者とか破産管財人の意見聴取が形式的にでも必要になるということについては少々違和感を感じるところでございますし、また、ウェブ会議の方式で期日を行っても特段、破産者や破産管財人が異議を述べることについて、それができなくなるとか、あるいは容易でなくなるというよう

なことはないのではないかと考えておりますので、その点から破産者、それから破産管財人の意見聴取を必須のものとするという必要はないのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。（２）イの部分については、必ずしも意見聴取は必要的なものではないのではないかと、（３）のところでは（注）で、そのような規律は設けないとしています。債権調査の場合もそれに合わせるということが考えられるのではないかと御意見だったかと思いますが。

ほかはいかがでしょうか。今の点でも結構です、ほかの点でも結構ですが。特段ございませんか。

○脇村幹事 脇村でございます。今、（２）イの御意見の関係で、恐らくパブリック・コメントを掛ける際に、今のままですとイで、ものとするとの考え方で、前から書くといひますか、書く方向と、意見を聴く、パブリック・コメントに付す上で、考え方を示すという意味では、裏から書いて、しないということかどうかという書き方、両方あるのかと考えておまして、何かしら、（注）か何かでその考え方は示した方が意見は出やすくなるということで、書かせていただいた方がいいのではないかと今のところは思っているのですけれども、（３）と同じように書くのか、（２）のように前から書いた方がいいのか。もし今の御意見の方が強いといひますか、そういった、合わせた方がいいのではないかと御意見もそれほど問題ないということであれば、合わせる形で書いてもいいのかなと思ひますし、ここは特に別の切り口があるのだということであれば、両論併記という書き方もあるのかと思ひます。もし御意見があれば頂ければと思ひます。なければ、私たちの方でまた併せて考えていきたいと思ひます。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。御意見等あれば。

○小畑委員 私は従前申し上げているとおり、裁判所が相当と認めるときの判断材料の中に各当事者の意見を含めれば足りて、独立の要件にする必要はないのではないかと考えております。（２）のイは不要ということによろしいのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○井下委員 今の小畑委員の御発言とも少し関係するのですけれども、債権者集会の開催をウェブで行うことについて一定の者の意見を聴かなければならないものとする規律を設けないとしても、債務者、管財人、一定の債権者等々の意見、または、要望を裁判所の方に事実上申し上げることは可能であって、そういったことを勘案して裁判所がその相当性の判断をするという規律になる方向と理解しておるのですけれども、それでよろしかったでしょうか。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村でございます。恐らく、規律を置かなかつた場合の運用として考えられるのは、いずれにしても当日御出席される方がいらっしゃるって、自分は出席しているけれどもほかの方がウェブでされていることについて、もちろんその場で何か御発言等をされるということもあり得るのかなとすると、そういったことを想定してあらかじめ聴くというケースもあるのかなとは考えているところでございます。恐らく出席される見込みなどを踏まえながら適宜、いずれにしても意見聴取すべきときにはするというところもあるのか

とは思っています。ただ、これまで御発言のあったとおり、恐らく形式的にこの人は聴かないといけないということにすると、来ない人というと変かもしれませんが、出席されないケースもあれば、あるいはそもそもそういった反対意見として権利として認めるかどうかということは、そこまでいいのではないかということかと思しますので、井下委員のおっしゃったとおり、そこについては聴かないと決まったわけではないというか、適宜やっていくことを前提で法律上の規定を置かないという趣旨かなと理解するところでございます。

○井下委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

それでは、今日の御議論では（２）イの部分は必ずしも必要的にするまでの必要はないのではないかという御議論、御意見が出されたかと思いますが、それを踏まえて事務局としては次の案をお考えいただくということでよろしいでしょうか。

ほかにこの４の部分、いかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、それでは続きまして資料１０ページの「５ 記録の閲覧」ですね、この点につきまして事務局から資料の説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。１０ページに記載させていただきました５は、電子化された事件記録の閲覧等について取り上げるものでございます。破産手続では閲覧等の請求の主体が利害関係に限られておりますので、事件の係属中にいつでも自己の端末等を利用して記録の閲覧等を行うことができる者の範囲等が問題となるところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等をお出しただければと思います。

○岩井関係官 従前の部会で記録の閲覧に関する運用が話題になりましたので、現在の実務について簡単に御説明させていただきます。

まず、閲覧の対象でございますけれども、こちらは破産規則１０条２項によって、請求に係る文書を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないということになっておりますので、この閲覧請求で特定された部分に限られるということになります。ですので、利害関係があると認められた者であっても、閲覧請求をしていない部分まで閲覧できるわけではないということになります。もっとも、記録一式について閲覧請求がされて、当該請求が認められれば、記録全体を閲覧することが可能になるということになります。

また、利害関係の有無につきましては、最終的には個々の書記官、ひいては裁判体の判断ということになりますけれども、当該事件との間で利害関係があるかどうかを個別に判断するのが通常であると思われまます。その上で、閲覧されることで支障が生じる場合には、民訴法９２条や破産法１２条に基づく閲覧制限の申立てがされて、当該申立てについて裁判所の方で判断をしていくということになろうかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。現在の閲覧の運用について御紹介を頂いたかと思います。それを踏まえて、今回の提案について御意見等を御自由にお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

特段御意見はないですか。事務局は何かありますか。特にありませんか。

従来、若干の議論、この説明のところにも書かれてありますけれども、破産者の情報拡散への懸念等も示されていたところでありますが、中間試案というかパブリック・コメントにこのような形で（注）の形で示してお伺いするというので、特段の御異論はないでしょうか。

それでは、特に御意見はないようですので、続きまして、資料10ページの「6 送達等」の方に移りたいと思います。事務当局から説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。11ページの6（1）及び（2）は、破産手続における電磁的記録の送達及び公示送達について民事訴訟の手続と同様の規律を設けることについて取り上げるものでございます。（3）は、破産手続における公告について、官報に掲載する方法と裁判所のウェブサイトに掲載する方法について取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、これもシステム送達、公示送達、さらに公告についてございますけれども、特に区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御自由に御発言いただければと思います。

○小畑委員 送達に関してですが、御案内のとおり、破産法は送達を規定しているところは余りありませんので、この規律は当然として、かつて送達だったものが通知になっている部分について、その通知についてもこのシステム送達の制度が使えるようにしないと余り意味がないということになるかと思えます。そうすると、電磁的記録の送達部分の本文のところ、その通知についてこのシステム送達を使えるという意見についてどうか、というような形でコメントを頂けると有り難いと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点は事務局、どうですか。

○脇村幹事 脇村です。恐らく、少し記憶があれなのですけれども、別の部会資料で同じように送達と通知の関係については（前注）か何かで触れたケースがあったと思います。先生がおっしゃるとおり、この部会資料で私たちが想定していましたが、通知の中の一種として送達の方式をすることも有効であるといえますか、送達した場合にそれは通知になるということを前提にすると、通知とされているケースについてもこの方式でやった場合には通知になるのですということ、もちろんその法的形式としては、送達を間借りといえますか、借りてやるという方法もあれば、システム通知というか、通知そのものの規律を作る、両方あると思うのですけれども、いずれにしてもこの制度を使う、想定している電磁的記録の送達という方式を使う、民訴と同じ制度を使った場合には、それは通知したことにもなるのですということを前提に議論はさせていただいていたかと思えますので、少しその辺が分かるような形で（前注）か何か置けないかということをおし少し私たちの方で考えていきたいと思えます。

○山本（和）部会長 小畑委員、そういう形でもよろしいでしょうか。

○小畑委員 はい、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 すみません、自分の理解のための確認なのですが、イメージとしてなのですが、債権者に対して電磁的記録の送達を行う場合の前提としてですけれども、債権届出をするときにこういう送達を電子的に受け取るという登録なり、何か承諾なりをする

ということで、そのときにメールアドレスなりを届け出ると、そのときに、例えば通知にのみ使用することを承諾するのか、通知と送達の双方についてそのメールアドレスを使うことを承諾するのかというような、そういう手続になるというイメージで捉えてよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 先ほど小畑先生との関係でお話ししていたイメージで話させていただきますと、恐らく送達というのか、通知も含めて、裁判所から来る連絡、通知、送達全般について、例えば届出をした場合には電子的にやっていいですよという届出をしていただくことをイメージして考えておりました。そういう意味で、この通知だけは紙で、あるいは送達だけ電子というよりは、ひっくるめて電子的にさせていただいていいですよという届出をしていただいた場合には、送達というか、今でいうと書類が来るケースなどについては電子的にやるということをおイメージして考えていたところでございます。それが先ほど、恐らく通知と送達の間隔を整理しないといけないのではないかと小畑委員のお話だったのかなと理解しています。

○佐々木委員 通知と送達の間隔については分かりましたが、登録のタイミングというのは債権届出のタイミングということでよろしいのですよね。

○脇村幹事 脇村でございます。タイミングにつきましては、少なくとも今のゴシックの本文的な、全体の本文の考え方の前提は、債権届出のような第三者の方については、自分が手続に参加するといえますか、届出する際に届出するようなことをイメージして作っていたところでございます。一方で、恐らくゴシックでないというか本文でない考え方として、債権届出の義務化の議論があったと思います。恐らくこの義務化、債権届出を必ずインターネットでしないといけないという考え方の中には、それはもう送達についても届出がなくても電子的なことについては電子ですべきだという考え方もあるのかと思います。いずれにしても、債権届出をインターネットですることを義務付けないという考え方を前提にしますと、送達等についても、それは届出をしたケース、自分がしたケースだけ電子という考え方なのだと理解しておりました。

○佐々木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○井下委員 今回の議論と同じ議論で、送達も通知の方法の一つであるというお話ですけれども、破産法上の、破産者の財産を所持している者や破産者に対して債務を負っている者に対する通知の場合、あらかじめ電磁的な方法による通知の届出をしていることは考え難いのですけれども、その点についてはどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。これは質問になります。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 ゴシック本体の考え方は、基本的に訴訟手続の代理人以外の方についてはインターネット利用を義務付けないという発想からしますと、その前提でいえば送達についても届出のない限りは従前どおり紙が行くということをお想定していたところでございます。もちろん、繰り返し申しませんが、先ほどの話として、例えば債権届出のようなケースなどについては一律にインターネットを義務付けるべきでないかという意見の中には、債権届出的地位についてもインターネットによる送達を義務付けるべきだという意見が

あるのかもしれませんが。ただ、そこは恐らく組合せだと思しますので、必ずそういう意見というよりは、その考え方も恐らく、一般的な通知については別だという考え方があるのかもしれませんがけれども、少なくとも今、部会で検討された、中間試案で出している、手続的な代理人、弁護士以外の代理人については利用を義務付けないという発想からすると、基本的には通知等は一般的には紙がいずれも行くということになるのだと理解しています。

○井下委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。6の（3）の公告について、本文の説明に、「破産者の情報が拡散することによる個人情報保護の問題を懸念する意見が多く出された」という記載がありますが、この点、一步踏み込んで（注）の方に、破産者や関係者のプライバシーを保護する方策について検討することを求める意見が出ているということを書いてほしいという意見が日弁連の方で出ておりましたので、そこを少し御検討いただきたいというのが1点です。

その方策に関連して、先ほど申し上げなかったのですが、5の記録の閲覧について、10ページの2の説明の最後の方にも、「破産者の情報が拡散することへの懸念から、事件記録の閲覧等は裁判所設置端末によるものに限定すべきであるという意見があった」と記載がありますが、この裁判所設置の端末によるものに限定するという意見のほかに、破産者の情報の拡散防止方策をきちんと考えるべきで、たとえば民事執行法210条、214条2項と同様に目的外使用の禁止や過料の制裁を課すといった立法的な措置というのでも考えられるのではないかという意見が実務家から出ていましたので、そのことも少しこの説明のところに書き加えていただければと思います。御検討をお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 脇村でございます。今、櫻井先生から一定の案も併せた上で（注）を記載すべきではないかというお話があったかと思えます。恐らく（注）を書く際には、どういった方策を検討すべきかという意見について何らかの方策を議論した上で書くということだと思うのですがけれども、現時点で恐らくまだ皆さんの方で今言った櫻井先生のお話を直ちに議論できていない状況だとすると、今日の時点で書く、書かないというのを決めるのは難しいのかなとは正直、思っているところでございまして、次回もう一度倒産を扱うケースがあると思しますので、今言ったお話を次回の部会資料で少し書いた上で、改めて皆さんの方で（注）として書くべきかどうかの御判断を頂いた上で、最終的に決める方向でいいのではないかと今のところは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。櫻井委員、そのようなことでよろしいですか。

○櫻井委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 公告に関してなのですがけれども、これまでの議論ですと、今の官報で公告するという制度を維持するという考え方と、官報に加えて裁判所のウェブサイト等の掲載を用

いるという方法と、それから、官報はやめて裁判所のウェブサイト等で掲載するという三つの考え方があったと思うのですが、中間試案でそういう形で提示するという方法は何か少し問題があるという御認識でしょうか。質問です。

○山本（和） 部会長 それでは、事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。前回、（注）で何かほかに入れますかという点について特段御意見がなかったのかなと思ったので、今回（注）を外しているものでございまして、現在の官報公告自体を廃止するという意見も紹介した上でパブリック・コメントに掛けた方がいいということであれば、それも有り得るのかなと思います。

ただ、その当否については恐らく完全に紙による、広く知らしめるということ自体を本当にやめるのかというのは、それはそれ自体の問題としてあるとは思っているところですし、恐らく我が国では一応、官報で広く知らしめるという、法体系という言いすぎかもしれませんが、そういった仕組みを前提にして、どうかという議論はあると思うのですが、パブリック・コメントとして書くこと自体に何か私の方で、前回そうだったので今回そうしたというだけでございまして、むしろ3案併記で行くのか、（注）で行くのか、話としては若干、本文と違う話かなという気がしますので、分かる形の方がいいのかなと思います。そこは今、御意見いただきましたので、また考えたいと思います。

○小畑委員 よろしくをお願いします。

○山本（和） 部会長 ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 6の（3）の公告ですけれども、このゴシックのままで行くとするのであれば、やはり説明文のところに、効力の発生ですよ、これは官報プラス、ウェブサイトということになっているのだらうと思うので、前回の議論では遅い方が起算点になるという御説明があったかと理解しているのですが、そういうことを公告の説明文に書いた方が議論がしやすいのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○脇村幹事 最後の今川先生のお話があった点につきまして、補足で何らかの説明をしないといけないということかと思いますが、整理としては恐らく二つあって、一つは官報自体を主にしてウェブサイトに従にして官報を基準にする説もあれば、両方とも同格にした上で遅い方ということもあるのかと思います。その辺を私たちも考えた上で、次回部会資料は補足説明は基本的に変更点を中心に書こうとは思っていますけれども、ここは先ほどお話があった点も含めて、少し恐らく修正するのではないかと思いますので、併せて次回部会資料の説明の際に少し、まずは考えたいと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、（3）公告の点は、また次の資料でどういう形で示すかということについて、事務局から更に御検討を頂くことにしまして、ほかはよろしいでしょうか。

よろしければ、引き続きまして、資料12ページの「7 その他」のところに入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。12ページに記載しております「7 その他」の項目でございます。（注）には、これまでの御議論を踏まえ、証拠調べ手続について記載しております。

○山本（和） 部会長 ということで、ここはその他ということで、バスケティックなあれになっているわけですが、従来からこの証拠調べの話以外は特段出ていないところかと思いますが、何かこの点も加えるべきだということがあれば御指摘を頂きたいと思いますが、大丈夫そうでしょうか。

それでは、この部分はこういう形ということにしまして、続きまして、最後ですね、「第2 民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続」、この部分につきまして資料の御説明をお願いします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。12ページに記載しております第2では、民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続について、破産手続と同様にIT化することを取り上げるものでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。この点、説明のところで若干の点、監督委員等の機関のお話、あるいは再生や更生における電子投票のお話、それから、先ほどは再生債務者に対する債権届出等についての御議論も頂いたかと思えます。ほかにこの、破産とはここは少し違うのではないかとか、この点を少しメンションして意見を求めるべきだという点があれば、お願いしたいと思えます。

○山本（克） 委員 この第2に関わるというよりも全体に関わる話で、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算の手続という場合に、それに付随する決定手続で、その不服申立て方法として異議の訴えが予定されているものが幾つかございますが、そのうち否認の請求と役員査定決定の手続については、破産法で申しますと174条5項、それから178条5項で、否認の請求の手続、あるいは役員責任査定決定の手続は、破産手続が終了したときは、となっておりまして、破産手続とは別手続だとも読める規定があります。ですので、そういう付随する決定手続のうちこういう規定があるものが、本倒産（2）の射程に含まれているのかどうかということにやや疑義が残るような気がいたしまして、私は当然入っているものだと思っていたのですが、先ほど条文を読みましたらそういう規定がございましたので、そこで少し明確にしないと、例えば否認の請求の手続については今回の照会の中間試案の対象外だとも読まれかねないので、その辺りを少し気を付けないといけないなという気がいたしました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らくそういう意味では、部会資料で行きますと第1の1の破産手続等の書き方も含めた、あるいはその書き方で説明をどうするかということだと思います。恐らく議論の前提としては、それは含まれているという前提で考えていたと私は認識をしていますので、少し書き方、従前の用語も含めて少し整理した上で、次回、示させていただきたいと思えます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。重要な御指摘だったと思えますので、事務局において範囲を整理していただければと思えます。ほかの手続でも恐らく同じような問題があるところがあるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今の山本克己委員の御発言もそうでしたが、倒産手続全体について、もしあればと思えますが、大丈夫でしょうか。

それでは、部会資料7については以上としまして、引き続きまして、部会資料8「人事訴訟・家事事件（2）」、この資料についての議論に入りたいと思えます。

まず、部会資料8の「第1 人事訴訟」ですけれども、この人事訴訟のところの「1 インターネットを用いてする申立て等」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明いたします。第1の「1 インターネットを用いてする申立て等」は、人事訴訟の手續におけるインターネット申立て等について取り上げるものでございます。

本文(2)のところにつきましては、民事訴訟手續においてインターネット申立て等を義務付けられる委任を受けた訴訟代理人等を本文に記載しているところですが、これ以外の者についても法律上義務付けることを検討すべきものがあるかというところについては、家事事件と共通するものも含め、従前、御指摘もあったところかと思っております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、(1)、(2)がありますけれども、いずれについても結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料2ページの「2 提出書面等の電子化」、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「2 提出書面等の電子化」に関し、人事訴訟の手續において提出された書面に関する規律についてですが、まず、本文(1)に記載しましたように、一般的に民事訴訟と同様の規律とすることとしております。他方で、事実の調査において提出された書面等について異なる考慮が必要かどうかという点については、本文(2)で従前の御議論を踏まえ整理を加えたところを、甲案と乙案という形で記載しております。甲案のような特別の規律を設けるべきかなどについて御議論いただければと思います。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましても(1)、(2)、いずれについても結構ですので、特に(2)は甲案、乙案という形で並列してパブリック・コメントに掛けるのでどうかということかと思いますが、このような書き方でよいのかどうかということも含めて御議論を頂ければと思います。御自由に御発言いただければと思います。

○今川委員 2(2)の甲案なのですが、これは理屈が通るのかなという点からの意見です。人訴法35条2項各号に掲げるおそれがあるというのは、当事者の関係で見えています。利害関係人は、こういうことではなくて、相当の事由ということで今の法律は規制されているということになると、この利害関係人については全く排除しているようなことになるのか、また、当事者というのはあらかじめ分かりますけれども、利害関係人というと非常に漠然として、その時点で捕まえようがないのではないかと、このように思います。だから、こういう書き方がいいのかなと思うのが1点です。

それから、もう1点は、裁判所が必要があると認めるときという、何が必要かというのは全く分からなくて、法律というのはやはり行為規範ですから、行為規範として裁判所が必要と認めるときという、裁判所が自由に決めていいのだというのとほぼ同じになってしまうので、こういう書き方は問題だと思います。

それと、もう1点、これは裁判所が本当にできるのかという意味合いなのですが、破産でも同じような規定があったのですけれども、その場合は当事者が申し立てたときなのですね。甲案の場合は、当事者が申し立てるかどうかに関わらず、この記録を見て、先ほど言ったような、当事者を基準とするのか利害関係人を基準とするのかよく分からないようなもので、電子化するかしないのかという判断を裁判所に求めるのが果たして適切なのかと、このように思っております、この規定の書きぶりは問題があると私自身は思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○脇村 幹事 脇村です。ありがとうございます。書きぶりについては、若干長くなりすぎるかなと思っております。少しそのせいで分かりにくくなっているところもございまして、そこは直ささせていただきたいと思っております。案として示す上で、ここの甲案というものが想定していましたが、当事者が請求をしても見られないようなものについては、その当事者にいつでも閲覧等をさせる必要もないから、紙で保存することも許容していいのではないかということを取り上げようとしていたものでございまして、想定していたのは、当事者に閲覧させないようなものを考えていました。そういった意味では、この書き方として、恐らく人訴法の各号に掲げるおそれというのが少し分かりにくいことかと思っております、かつ、必要があると認めるのも、拡散防止といいますか、そういったことかと思っておりますので、意見を聴けるような形で少し書きたいと思っております。

また、意見を頂いた部分については、恐らくこれからまた改めて検討させていただくことだろうと思っておりますが、甲案を仮に採る場合の説明としては、そもそも人訴法における事実の調査については、職権的に裁判所が、公権的にというのですかね、判断していくという立て付けからすると、それを前提にそういった閲覧等を判断する際については同様に考えていくということかなと思っております。ただ、実際には、例えば調査官調査等をしている際には、当事者などから意見を聴いた上で、ここは隠してくださいね、みたいな話が事実上あつたりすることもあるのかと思っておりますので、そういったことを前提に、法律的にどうかという話かと思っております。ただ、いずれにしても、もう少し分かりやすい形で意見が聴けるような形でブラッシュアップさせていただきたいと思っております。

○今川 委員 ブラッシュアップしていただいたのを再度検討したいと思っております。ありがとうございます。

○山本（和） 部長 よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井 委員 ありがとうございます。甲案に関しての意見は今川委員がおっしゃったとおりで、私も共通です。それから、要するに甲案の趣旨というのは、秘匿すべき情報が多いことを想定し、漏えいのリスクをより重大に考えて、確実に守るためには紙で保管することもあり得ると、システムで守るということも絶対ではないというのが前提になっているのかなと思うのですけれども、ただ、人訴における事実の調査に係る書面というのは電話聴取書や調査官報告書など、割と限られているように思います。閲覧制限自体も書面の性質や内容によって個別に許可の判断がされているということになるかと思っております。そういう意味で、趣旨は理解できるのですが、この甲案は電子化しない例外としての範囲が広がりすぎる危惧があるのではないかと感じております。そういう意味で、乙案でいいのではない

かというのが私の今の時点での個人的な意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。これは内容についての意見ということではなくて、記載の仕方に関する御質問というか、あるいは意見になるかもしれませんが、現在の2の（1）と（2）というのが、（1）は提出書面等の電子化で、（2）は事実の調査に係る提出書面等の電子化となっていて、論理的には（2）というのは（1）の一部であるということなのだろうと理解をしておりますけれども、そのときに、甲案、乙案という（2）のところだけを見ますと、甲案では人訴法35条2項各号に掲げるおそれがあると認められる場合について例外を設けると、乙案は132条の12と13に規定する例外は設けるけれども、それ以外は設けないとなっているのですが、ここだけ見ると、甲案の方で132条の12等の規定がどういうふうに位置付けられているのかというのが若干分りにくいような印象を受けるような気もいたしまして、要は2の（1）というのは当然に事実の調査に係る提出書面等もカバーするということを前提に、それに加えて更に広げるのが甲案ということだと思うのですけれども、何か少しそのことが紛れなく明解になるような記載ぶりかもし更に工夫できるのであれば、そのようにしていただくことが考えられるか、何かいい案があるということではないのですけれども、少し感じましたので、申し上げた次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。確かにそうですね。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく（2）の頭の部分に、例外を設けることについてと書いているのですが、ここにそもそも132の12及び13のほかにか、両方に係る形で書いた方がいいのかなというのは、伺っていて思いましたので、少し工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は部会資料5ページの「3 裁判書等の電子化」、この点について事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「3 裁判書等の電子化」ですが、本文（1）は従前と同様、裁判書、調書等の電子化について記載をしたものでございます。また、本文（2）の家庭裁判所調査官の報告書の電子化につきましては、従前、電子化に賛成する御意見を頂いていたことを踏まえ、若干整理を加えた案を今回、本文（2）として記載をしたものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

これも、どちらからでも結構ですので、御質問、御意見等を御自由にお出しいただければと思います。

いかがでしょうか。従来御異論がそれほどなかったところかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、部会資料6ページの「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」について、事務局から説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」です

が、まず本文（１）では、従前の御議論において、当事者審問期日にウェブ会議だけでなく電話会議の利用まで認めるべきかについて、賛成の御意見と反対の御意見とがございましたところを踏まえ、電話会議の利用を認める甲案と、ウェブ会議は認めるけれども電話会議は認めないとする乙案の形で記載をしております。

また、本文（２）の参与員からの期日における意見聴取等のところですが、これは従前、家事事件の手続の期日におけるウェブ会議・電話会議の利用のところ、参与員等の期日への参加について御議論いただいていたところでございます、人事訴訟にも参与員を審理等に立ち合わせて意見を聴くことができるという規律がございますので、これについてウェブ会議・電話会議の利用を認めることについて記載をしたものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、特に（１）については、電話会議を認めるかどうかということで甲案、乙案が分かれた形で聴くということかどうかということかと思えますけれども、どの点でも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○小池委員 人事訴訟の審問のことについて前回、御質問等を受けましたが、私自身が余り経験がなかったので、東京家裁の実情を担当部に聞いてまいりました。聞いてみたところ、ほかの当事者の立会権が認められている審問、すなわち当事者の陳述を聴くための審問期日、人事訴訟法３３条４項の審問については、実際はほとんど行われておらず、当事者から事情を聴く場合には証拠調べとしての当事者尋問が行われているようであります。むしろ人事訴訟の審問は、例えば親権者あるいは監護者の指定について子の意向を聴取する場合のように、第三者から陳述を聴く際に行われるのが一般的なようです。この場合は、そもそも当事者に立会権は認められないこととなります。

人事訴訟の審問は、本来、審判事項である附帯処分等に係る事実の調査でありまして、家事事件における審問の規律を引いてきているものと考えられますので、改めて家事事件の審問の実情についても御紹介させていただきます。家事事件は職権探知主義が採られているため、当事者に主張立証責任があるわけでもなく、裁判所は広範な裁量の下で期日において直接本人から言い分や意向などを聴くことで事実の調査をすることができるというのが審問であると理解しております。当事者に代理人が就いている場合に、審判期日に代理人のみが出頭して、裁判所と代理人との間で双方の言い分や反論を聴くなどして整理を進めて、別期日に当事者本人からも直接話を聴く機会を設けて、これを踏まえて最終的に判断をするという民事訴訟に近い審理の進め方をする場合もあります。ただ、その一方で、代理人と本人の両方が出頭して、第一次的には代理人から話を聴きながらも、必要に応じて直接本人から背景事情とか意向などを聴くことも往々にしてございます。また、当事者に代理人が就いていない場合には、期日において必然的に裁判所が当事者本人から言い分や意向等を聴くこととなりますが、それも事実の調査としての審問に当たるということになるのだろうと思っております。

現在、当事者がたくさんいます遺産分割事件におきまして一部の当事者が遠隔地に住んでいる事案や、別居している夫婦や元夫婦間の婚姻費用分担事件、養育費の事件などで電話会議システムは活用されております。こういった経済的な事案でも、客観的資料の提出に加えて当事者から事情や意向を聴いて判断の基礎とするために、電話会議で審問が行われることも珍しくありませんが、特段支障なく手続が行われていると理解しております。

なお、代理人の就いていない当事者本人でありましても、本人確認や手続の非公開性が担保されていることを前提にして、電話会議による参加を認めているというのが実情でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。現在の審問についての実情の御紹介を頂いたかと思えます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

○今川委員 4の（1）のところで、甲案、乙案とありますが、7ページの真ん中の方になお書で折衷的な案も考えられると補足説明にあるのですが、これをゴシックで丙案に上げられるつもりはないのかというのが1点。

それから、（2）のところも、実際に実務を経験したものとして、人事訴訟で参与員から意見を聴くといったときには、やはり顔が見えて聴ける方が当事者にとっても非常に説得力、納得感というものがあると、こういう意見が実務家の方から出ましたので、（2）についても（1）と同様に、甲案、乙案と記載していただきたいという意見です。また、丙案があるならば丙案も記載していただければと、このように思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。事務当局から何かございますか。

○脇村幹事 今、丙案のお話があったのですけれども、どんな折衷案がよろしいでしょうか。恐らく部会として示せるような具体的な案がないのかなというのが正直、ありましたし、やはりパブコメで意見を聴く際には、この電話会議を認めるかどうかをきちんと議論するのであれば、何か折衷的な案を出すよりはこういった形の方がいいのかなと思っています。私たちとしては、何か具体的に書けるものがあるのであれば、丙ということで、甲、乙、丙としたいと思うのですけれども、これまでの議論からすると、何かこれだったら丙案と示せるようなものがあるのかなと思っていましたので、こういった形にしたところです。

○山本（和） 部長 今川委員、いかがですか。先ほどの御趣旨は、民訴の参考人審尋と同様、当事者双方に異議がない場合には電話会議を認めるというような案を丙案として、ということですか。

○今川委員 はい、そういうふうに思ったのと、例えば、当事者の意見を聴いて裁判所が相当と認めるときというようなものもあるのではないかと。賛成するかどうかは別として、書きぶりの話です。

○山本（和） 部長 それは甲案で既に、相当と認めるときは当事者の意見を聴いてという要件が入っているのですが。

○今川委員 そうですね、そうしたら折衷案としたら、7ページの真ん中あたりのなお書以下に書いてあるような話になるのかなと思います。それを（2）にも同じようにしていただけないのかという、参与員のところもです。

○脇村幹事 恐らく、まず（1）の関係で行くと、先生の案はどちらかという乙案プラスアルファという感じなのですかね、折衷案というよりは。原則というか、ウェブ会議なのだけれども、何か理由があり、その理由としては当事者の異議がないのだったらいいということで、甲、乙、丙なのかもしれませんが、そういった折衷的なものを何か上の方に書けないのかということだと思いますので、もし皆さんの御意見があれば伺った上で、また次回御判断していただくことかなと思いました。

参与員について、結局、原則ウェブにすることだと思うのですけれども、前提と

して、そこも書くべきではないかと頂いたことと考えさせていただきたいと思いますが、顔が見えた方がいい、説得的だということで、逆にいうと、もし先生の御意見を前提にすると、参与員が意見を言えるのは期日以外ではできないということも含意して言っているということなのか、期日において言うケースだけはそういった方法を限るべきだということなのか、そこはどのような御趣旨でしょうか。

○今川委員 これは、9条1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合には、となっていますから、それは裁判所が必要に応じて立ち合わせるということなのでしょうし、立ち合わせないような場合もあるのでしょうか、きっと。その場合は、それは電話会議も可能なのだろうと思うのですけれども、裁判所が必要に応じて立ち合わせるのですから、その場合には、ウェブ会議を原則とすべきではないかと、こういう意見です。

○脇村幹事 少し御趣旨を確認しようと思っただけです。先生がおっしゃるのは、期日に立ち合わせてやると、審理に立ち合わせてやるケースについて、わざわざ立ち合わせるぐらいなのだからウェブですべきではないかという御趣旨だろうと思います。その点については、おっしゃることも、そういう点もあると思う反面、そういったケースについても、恐らく今の案も、ケース・バイ・ケースでそういったケースは基本そうするけれども、法律上はこのぐらいの規律でいいのではないかという趣旨で書いているつもりなのですが、先生の御趣旨は恐らく、法律上も何か規律として、原則ウェブというか、ウェブしか認めないけれども、恐らく先ほどのお話ですと折衷的な話も含めて書けないかと、段差を付けられないかという御意見だと思いますので、少し（注）か何か書けるかどうか、もしほかの方の御意見があれば、また考えさせていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 そうですね。それでは、今の今川委員からの御提案も含めて、他の委員、幹事から御意見があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

特段ございませんか。

○脇村幹事 いずれにしても、次回もう一度そういう意味では、今のお話を伺ったことを踏まえて少し私たちが検討した上で、修正案を出すかどうかも含めて提示させていただいた上で、改めて次回取り上げた際に御意見を頂くことにしたいと思います。恐らく、理屈的な面を言えば、今、今川先生がおっしゃった、特に参与員のケースについては、そういう方式をとるのだから、在るべき姿というのですかね、そういったことからすると、それを法律上書くべきではないかという御意見もありそうな反面、恐らくそういった在るべき姿は適宜の判断でいいのではないかと、少なくとも参与員について期日以外の意見聴取等が認められているのだとすると、そこまで書かなくていいのではないかという御意見もあるのかと思いますので、少しその辺、うまくパブリック・コメントに掛けられるかどうかも含めて、次回提示させていただいた上で、改めて御意見いただけるような形にしたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにこの4の問題について何かございましたら、御発言いただければと思いますが。

○河村委員 すみません、純粹に質問なのですが、今御説明されていた4の（2）のところの読み方なのですから、これはウェブは認めないと読むのですか、音声しか認めないということがここに書かれているのですか。

○脇村幹事 すみません、多分私たちの書き方で、含意としてはウェブ、電話、両方ですよということを前提に、適宜やってくださいということを書くつもりだったのですが、恐らく上の方でウェブ会議・電話会議と書いておきながら、ここだけ違う形で書いていたことで、多分分かりにくかったかと思います。ここは書き方をいずれにしても改めたいと思います。申し訳ございません。

○河村委員 ありがとうございます。理解できました。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。確かに上と書き方が違うので、これは法律だと多分こういうことになるのだろうと思いますけれども、パブコメについては、分かりやすいという観点からは上の書き方、甲案のところに書いてあるような書きの方がいいかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。先ほど出てきた（２）の方について、参与員の場合にウェブに限るという考え方をどう扱うかという点ですけれども、もちろん部会でそういう意見が有力に主張されて、両案あるということであれば、それをいずれも本文、ゴシックに含めて御意見を伺うということはあることかと思えますけれども、私自身は（１）の場合と（２）の参与員の場合とは、やはり位置付けは異なるところがあるのかなど。（１）については、確かに証拠調べに準ずるような場面が理論的には含まれ得るところをどう評価するかという問題もありますので、甲案、乙案という形で御意見を聴くということでよいのかなと考えておりますけれども、（２）の場合にウェブに限らなければならないとする強い理由があるのか、ウェブが適当な場合というのは大いにある、実際にもそうされるだろうと思えますけれども、法律でそれに限定しなければならない理由があるかという、（１）の場合と比べると、少し見だしにくいのかなという印象を持っておりますので、そこは差をしかるべき形で付けて御意見を聴くということも十分に理由があるかなという気が現時点ではしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここはどういうような、甲、乙、丙になるのか分かりませんが、少し事務局の方にこの示し方について、案の並列の仕方について御検討を頂いて、この問題が議論される次の回で更に御意見を頂きたいと思えます。

それでは、よろしければ、資料８ページの「５ 和解」の方に移りたいと思えます。事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「５ 和解」ですが、民事訴訟と同様に、人事訴訟においても当事者からの送達申請によらず和解調書を送達しなければならないものとする事について記載したものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。この説明の、なお、郵便費用を手数料として定額化し、その額を低く設定すべきことも留意すべきという点は、私が第３回の部会の際に述べさせていただいた意見なのですけれども、この意見の前提としては、飽くまでここは郵便費用について手数料として定額化した場合には賛成であるということとして、仮にこの手数料

が定額化されないような場合には、必要がないものについてまで送達をして、当事者にその費用を負担させるというのは適切ではないのではないかとということで、反対だという意見でございますので、その点も書いていただけるといいかなと思っておりますというのと、この点につきましては、ほかの手續でやはり調書の送達等が出てくる点については同じ考え方ですので、そちらも併せて御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、補足説明でその点は。

○脇村幹事 ここをどのように考えるかということ、両方あるようなイメージで書いていますけれども、ゴシックの書き方は考えさせていただきたいと思います。両論併記、分かるような形で考えたいと思います。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、同じく8ページの「6 電子化した訴訟記録の閲覧等」、この点につきまして部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「6 電子化した訴訟記録の閲覧等」ですが、本文（1）の人事訴訟の電子化した訴訟記録の事実調査の部分を除いた部分については、民事訴訟の電子化した訴訟記録の閲覧等の規律と同様の規律を導入することとしております。また、本文（2）の関係ですが、事実調査部分については、従前の御議論では、閲覧等に裁判所の許可を要するものであることを前提に、（注2）に記載をしておりますように、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等をすることを可能にするための許可の在り方などについて御意見があったところでございます。こうした点などについて御意見を頂ければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

（1）、（2）となっておりますけれども、これも区切りませんので、どちらからでも結構ですので、御質問あるいは御意見を頂ければと思います。

○今川委員 6（2）の（注2）ですけれども、2点質問がありまして、1点は、運用をどうすべきかというようなことが書いてあるのですが、同じく人訴の3ページのところの事実調査に関する提出書類の電子化の（注）では、最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとするかどうかと書いてあるのですけれども、閲覧のところの（注2）においても、やはり最高裁判所規則でこう定めるといような書き方をした方がいいのではないかというのが意見であり質問です。そういうふうにならなかったのはどういう意味かという意味では、質問です。

それから、（注2）の下から3行目のところで、閲覧等を許可する部分の特定に関し、一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすることとなっているのですが、これについて十分な説明が補足説明ではないように思うので、ここも少し具体的に何か記載していただかないと議論がなかなかできづらいのではないかと思います。意見であり質問であろうと思っておりますけれども、以上です。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局から。

○脇村幹事 ありがとうございます。（注2）で許可の在り方について最高裁規則で定めるとい書き方をしなかった点なので、許可そのものをどうするかはある意味で

裁判所の判断事項だとすると、何か規則で定められることなのか、もちろん特定の範囲とかはあるかもしれませんが、あるのかなと思っておりまして、ここはあえて規則で定めることかどうかを書くよりは、そもそもどういった運用を目指すかどうかを書くという意味では、この限度でいいのではないかと。他方で、それについては先ほど最初の方に御指摘があった点は、あれはもう民訴法でそうなっているので書きやすかったという点でございまして、最終的には許可の在り方について、こういった方向で考えるべきではないかという御意見がある程度まとまった場合に、それを規則という形で書けるものかどうかという点は、場合によってはその辺り、検討させていただくことなのかなと思っております。恐らく、規則で書ける内容の規律としての御意見があるかどうかにも関わってくるかと思えます。

あと、提出されるものを含めた範囲の指定に関しましては、どちらかという、すみません、家事審判とか家事事件の想定で書いていたところとございまして、今後、弁護士さんなどが提出されるものについては、もうその点についてはあらかじめ許可しておきますというようなことをイメージして考えていました。そこが人訴との関係で、恐らく人訴法における事実の調査、それほど種類があるわけでは実際上はないのだとすると、少し分かりにくいではないかということだと思いますので、具体例を書けるかどうかを含めて、場合によってはその点、人訴と家事で（注）の部分の書き方を変えることもあるのかもしれませんが、少し私たちの方で、今、御意見いただきましたので、ブラッシュアップした上で、分かりやすくといいますか、提示できるような形で次回もう一度示させていただきたいと思えます。

○今川委員 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。同じく（注2）のところなのですが、例えばということで、「同一の当事者が一度閲覧等の許可を得た部分を再度閲覧等する場合には許可を不要とすること」と書かれていて、前回の議論の際にもこの例示はあったかと思うのですが、実際にこういうニーズがあるのだろうかという疑問に感じています。電子化されて閲覧をすれば同時にダウンロードもするのではないかと思いますので、それをまた再度閲覧をするというようなことがあるのかと思われ、そういうことを例示として書くことに少し抵抗を感じるというのが1点、これは意見です。

それ以外に何かあるのかということに関しては、具体的に想定できるのか検討頂くと先ほどおっしゃっていましたので、その御検討を待ちたいと思えます。そもそもですが、事実の調査部分については、家事と違って人訴の場合、余りないと思えますし、電子化されたからといって閲覧等の申請がものすごく増えるということがあるのだろうかと思っております。そもそも許可制にした趣旨からこれを維持するといいいながら、当事者がいつでも裁判所外端末を用いた閲覧等ができるという電子化のメリットを活かすために、現在の規定を変えるまでの必要があるのだろうかというところに関しては、かなり疑問の意見を持っておりますので、場合によってはこの（注）自体も不要ではないかと、そういうことも次回の議論を待って考えたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。御意見を頂きましたので、運用の話なのか、少し分か

るような形も含めて、少しブラッシュアップしたいと思います。あと、今、櫻井先生がおっしゃっていた点で、ダウンロードのお話を頂きました。私も多分、自分が代理人だったら自分のパソコンにダウンロードするのではないかと、例えば調査官報告書など、するのではないかと思うのですが、一方で民訴の議論をしている際に一つ言われていたのではないかという話として、自分の手元にデータを置くというよりは、裁判所のシステムをある意味、自分のファイルの代わりにといますか、見られるようにするというところで使うという方もあるのかなと思っています。恐らくそういった方からすると、ダウンロードするのではなくて、ずっと裁判所のシステムに保存しておいたまま、自分のところだとまづいことが何かあるかもしれないので、裁判所のシステムにその都度見に行くというやり方ももしかしたらあるのか、ただ、それは恐らくシステムの有り様にも関わってくるので、それが絶対だというつもりはないのですけれども、そういったこともイメージしてこれまで議論されていたケースもあったのかなと思いましたので、ただ、いずれにしてもその都度許可の申立てをする必要があるのかとかも含めた実際上の運用も視野に入れながらの議論だと思いますので、この点については少しブラッシュアップさせていただきたいとは思っています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、（注2）については提案を更に次回、ブラッシュアップしていただくということですが、ほかの点も含めて、この6の部分全体、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○垣内幹事 今の（注2）のところの関係で、若干気になる点と申しますか、当事者がいつでも見られるようにするということとの関係で、事前の許可というのがあるって、今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とすると、これは今川先生などのこれまでの御発言と重なるのかもしれませんが、具体的なイメージということを考えますと、事前に許可とはいっても、許可された範囲に該当する文書なのかどうかというのが一義的に明確であればいいのですけれども、そうでないと結局はこれが含まれるのかどうかということとを都度、当該個別文書について判断をするという作業が必要になりそうで、それは許可と同様の実質を持つような感じもいたしますので、しかしそれを包括的に申し立てておくという意味があるのかもしれませんが、もしこの方向で考える場合にどういうものかを考えることになるのかということは、確かに少し詰めて考える必要がある問題なのかなという感想を持ちました。単なる感想ですが、以上です。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。その点を含めて、それでは、事務当局に引き続き検討を頂きたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、部会資料10ページの「7 送達等」、この点について事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「7 送達等」ですが、本文（1）及び本文（2）では、人事訴訟手続における電磁的記録の送達及び公示送達につきまして、民事訴訟手続と同様の規律を導入することとしております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御発言があれば頂きたいと思えますが、いかがでしょう

か。

特段よろしいでしょうか。では、これはこういう形でということで、人事訴訟のところの最後ですが、「8 その他」ですね、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「8 その他」ですが、(注1)につきましては、従前も記載しておりました証拠調べ手続について民事訴訟手続と同様の規律とすることとしております。また、ほかの点で今般の民訴法の改正との関係で整理が必要になることとして、(注2)で費用額確定の申立て期限について、民事訴訟と同様の規律とすることについても今回、記載をしております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

人訴の部分のバスケットといいますか、全体を含むということで、従来あった(注1)の証拠調べと並んで(注2)で、これも民訴並びですが、費用額確定の申立て期限という論点についてもお書きいただいているところですけども、もっとほかにこの点も書くべきだとか、今書かれている問題についても、何か御質問でも御意見でもあれば、御自由にお出しいただければと思います。

いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

それでは、これで一応、人事訴訟については御検討いただきましたので、ここで休憩を取りたいと思います。20分程度ということですので、3時15分に再開して、家事事件についても御議論いただきたいと思いますので、それまで休憩としたいと思います。

(休 憩)

○山本(和) 部長 それでは、時間となりましたので、審議を再開したいと思います。

次は、部会資料11ページ、「第2 家事事件」の部分に入りたいと思いますが、まず、「1 インターネットを用いてする申立て等」、この部分につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明いたします。資料8の第2の「1 インターネットを用いてする申立て等」は、家事事件の手続におけるインターネット申立て等について取り上げるものでございます。

ここでも本文の(2)につきましては、民事訴訟手続においてインターネット申立て等を義務付けられる委任を受けた手続代理人等以外に、法律上義務付けることを検討すべき者があるかについて、従前、(注)で記載しておりますように、家事事件手続によって裁判所が選任した者、例えば成年後見人等や不在者財産管理人等の取扱いについて御意見があったところかと思っております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この点、(1)、(2)として、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等を御自由に御発言いただければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。倒産と共通なのですが、補足説明等にご書いていただきたいという趣旨で、一つは申立て等についての説明を入れてほしいというのが1点と、この家事事件に関しても、定型書式が既に作成されているような事件類型については、単に

PDF化するだけでなく、フィールドを設けてフォーマット入力をする等の具体的な方策により電子化することが望ましいと思います。使いやすいシステムの構築によって利用者の利便性が高くなり、電子申立てが増えれば結果として電子化の趣旨にも合致する、裁判所にとっても迅速化、効率化に資するのではないかと考えられるといったことにつきまして、説明に加えていただきたいと思います。それが1点です。

それから、これは質問なのですが、(2)の(注)に関して、ゴシックにする、しないということで何か区別があるのでしょうか。

○山本(和) 部長 それでは、その点、事務当局からお願いします。

○脇村幹事 脇村でございます。まず、第2の(2)では、本文と(注)では一応、書いている内容が違うといいますか、甲案、乙案というよりは、両立するものだと思いますので、二つ書こうと思ったと同時に、恐らく従前の議論ですと、もちろんこういった意見もある一方で、それに否定的な意見もあったのかなと思いましたが、それほど、必ずするのだという方向ではないのかなとすると、(注)にしておこうかなと感じたところでございまして、すみません、それぐらいの感覚でやっております。

○櫻井委員 分かりました。ここに関しては別の委員が御意見があるのではないかと思います。私からは以上です。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 今、櫻井委員が御指摘されたゴシックの点なのですが、破産管財人はゴシックであったということとの対比で、確かに理論状況が違うというのがあるかもしれませんが、一つに、裁判所から選任された機関についての申立て等の義務付けの問題というのはあるかと思うので、私の意見としては、できるだけ統一した方がいいのではないかと考えております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。(2)の(注)というものの位置付けが分かりにくいと思うのです。私の感覚では、これは意見を言うためのものだとするのであれば、むしろ(注)のところは説明みたいな方に入れた方がよくて、意見を付けるには、この(注)というのは悩ましいといいますか、(注)にこのようなことを付けることによって、はっきりとした意見が付けにくくなるように思うのですが、いかがでしょうか。

○山本(和) 部長 中間試案の示し方というのは、幾つかあるのだらうと思うのですけれども、一般にこの補足説明というのは、先ほど脇村幹事が御説明いただいたように、事務当局の責任として作成するのですけれども、往々にしてというか、時にはというか、この本文しか読まないというか、補足説明は余り注意を向けずに本文を見て、それについて御意見が返ってくるという傾向もあり、この(注)という形にしていると、中間試案の本文というか、中間試案の本体に載りますので、意見が相対的には出やすくなる、補足説明だけに書くよりは意見が出やすくなる傾向が一般にはあるということなのかなとは思いますが、このゴシック体にして一つの提案という形になると、更にそれに対しては意見が出やすくなるということなのかもしれませんが、大体そういうような傾向にあって、ですから、恐らく(注)に書いた事務当局の趣旨としては、この点についてできるだけ意見を出してもらいたいという御趣旨があるのかなと思うのですけれども、河村委員の今の

御指摘は、必ずしもこういう中途半端な形ではなくて、補足説明だけでもいいのではないかという感じでしょうか。

○河村委員 つまり、今の御説明ですと、(2)に関しては賛成とか反対とかではなくて、義務の位置付けの範囲は、私はこう思うみたいな書き方にならざるを得ない。要するに(注)もひっくるめて(2)だとすると、賛成とか反対とか言いにくいですねということが申し上げたかったことです。

○山本(和)部会長 御趣旨は分かりました。事務当局、お願いします。

○脇村幹事 脇村でございます。そういう意味では、従前こういった書き方をすると、大体御意見として、本文は賛成で(注)は反対とかという書き方をされることが多いのかなと思ったことを念頭に実は書いていたところもあるのですけれども、それよりも、両方とも本文に書いた上で、(1)は賛成、(2)は反対という書き方もあると思いますし、恐らくこの(注)についてゴシックに書くのだとすると、恐らく甲案、乙案で、この義務付ける案と義務付けを置かない案という、多分、両論併記になるのかなというので、そういう意味で、(注)はどちらかという両論併記、いちいち書かなくてもこれで分かるかなと思って書いたところがございます。ただ、御意見がございましたので、分かりやすい形で書いた方が、少なくともここは、いいかなという気もしてきましたので、少しそこは考えさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○山本(和)部会長 そうですね、先ほどの小畑委員の御発言も含めて、少し書きぶりは考えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。それで、質問なのですけれども、例えばこのままの形になったときに、先ほど、本文は賛成ですが(注)は反対と書くことが多いとあったのですが、そういう限定を付けずに(2)の部分に賛成ですと書くと、(注)もひっくるめて賛成という意味になるのですかというのが私の質問です。

○脇村幹事 脇村です。恐らく集計の仕方だと思うのですけれども、恐らく私たちがどう捉えるのかですが、何も付けずに賛成と書かれたケースについて、本文に賛成という意味で捉える前提で私たちは多分、普通に捉えていまして、(注)はそういった意味で、大体本文と違うことが書いているケースが多いので、そういう意味では、賛成と書いていたからといって(注)も賛成と扱うということは私はないのではないかという理解でいました。

○河村委員 ありがとうございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ほかに、この1の部分、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料13ページの「2 提出書面等の電子化」、この部分につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「2 提出書面等の電子化」では、家事事件の手続において、裁判所に提出された書面等を電子化し、事件記録を電子化することについて、家事事件の手続の特性等も踏まえつつ、どのような規律が考えられるかといったところを、従前いただいていた御意見等を踏まえ、更に御議論頂ければと思っております。

本文(1)は、家事事件の手続において提出書面等の電子化をする義務をどのような場合に裁判所に課すかについて、当事者対立構造のある類型の家事事件を対象とする甲案、

全ての家事事件を対象としつつ、当事者から申出があった場合とする乙案、当事者の申出の有無等に関わらず全ての家事事件を一律に電子化の義務を課す対象とする丙案を記載しておりまして、電子化を義務的とする対象事件について御意見いただければと思ひまして、記載したものでございます。

また、本文（２）は、提出書面等の電子化の対象とされた家事事件に関し、その規律についての考え方を記載しているものでございまして、アは書面等の電子化の原則のルールとして民事訴訟手続と同様の規律を設けることとするものですが、イではそれに加えて、家事事件の当事者であっても閲覧等が制限され得るような情報の管理に留意を要すると思われるものについても電子化の例外事項とする甲案と、このような特別の規律を設けない乙案を記載しておりますので、甲案のような規律を設けるかどうかなどについて御意見を頂ければと思ひていたところでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、この点、（１）、（２）、いずれについても結構ですので、御意見、御質問等を頂ければと思ひます。

○今川委員 ２点ございまして、２（１）の甲案、乙案、丙案とあるのですが、今までの議論からしていると、全て電子化すべきだと言っていたのに対して、裁判所は、戸籍謄本とか原戸籍とかいろいろなものがあるので、電子化することについては書記官の負担が大変だと、こういう議論で、どうすべきかということが検討になっていたもので、乙案が唐突に出るといのは全く分かりません。つまり、当事者が申し出たら書面化しという、この乙案というのはいままでの議論状況からすると不必要ではないかと、このように思いました。

それから、先ほどと同じなのですが、（２）イの甲案、乙案のところでも、甲案の①、②、③というのはいずれもこれは審判についての当事者について、本来なら許可しなければならぬのだけれども、例外的にこういう場合は相当性の判断があつて、許可することができるという点、それから、調停手続については当事者も利害関係人も相当性だけが判断だと、審判も利害関係人は相当性だけが判断なのですけれども、そういう現在の法律体系からして、この甲案の書きぶりというのはいままでと非常に分かりづらく、問題があるのではないかと思うのが１点と、もう一つは、裁判所が必要があると認めるときという必要というのはいままでの行為規範としてどう働くのかという点が問題になるので、この記載ぶりには問題があるということです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。２点御意見がありました。事務当局からコメントがありますか。

○脇村幹事 乙案につきましては、我々としては、従前の裁判所の御意見などを踏まえると、この電子化について、裁判所の判断に委ねるといふ意見もあるのかなと思ふ反面、従前お話ししているとおり国民一般の利便性を考えると、そういった裁判所の判断に全て委ねるといふのはまずいのではないかという御意見もあるのではないかということをご具体化したつもりでございまして、そういった意味で議論の延長線にあるのではないかと思ひます。恐らく、甲案と丙案だけですと、従前どおりの御意見だけなのかもしれませんが、そういった裁判所の裁量的、あるいは裁判所の判断に一定のルールを課すといふのはこの部会としての議論もあつたところだと思ひますので、３案併記でいいのではないかと私としては思ひ、こういうふうにご書かせただいたところでございまして、もちろんこれについて

賛成、反対、御意見いただければと思いますが、こういった形を示すことでパブリック・コメントの意見を聴取しやすくなるのではないかと、裁判所の判断だけではなくて、当事者の判断的なものも加味してルールを考えていくというのが合理性があるのではないかと、御意見もあるのではないかと、思っているところでございまして、私としてはこういった書き方がいいのではないかと、思っているところでございます。

あと、電子化例外につきましては、恐らくそもそもの前提として、こういった規律を置くべきではないかどうかということの御意見なのかなと、思っています。もう少し書き方についてブラッシュアップできないか、特に電子化例外については、基本的には民訴並びで考えるとすると、当事者が見られないものについては紙というような発想からすると、他の者という書き方ではなく、当事者ということもあるのかなということなのかなと、思っていますので、従前の御議論もあったことを踏まえて、少し書き方を考えていきたいと思っております。

また、確かに家事は難しい面があって、審判と調停ですと、閲覧等のルールが少し違っていたりするので、とはいえ調停のルールで行くと何でもかんでも例外になってしまうという問題もあり、例外を置くのであれば絞るべきで、それは閲覧等と多少ずれても仕方ないのかなと、思っています。少しこういった書き方をしたところがございます。そういったところはあるのですが、ただ、それだと逆に中途半端ではないかという御意見もあるのではないかと、思っております。いずれにしても、もう少し意見を聴けるような形で、表現ぶりを少し整えた上で、最後、もちろん御議論として、こんな規律を一般的に置くまでの必要はないのではないかと、思っていますので、最終的にはそういった御意見があれば、考えていきたいと思っております。

○今川委員 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。1点は、「事件において提出された書面等」として例えば戸籍謄本等に関してはなかなか電子化が難しいのではないかと、ということが1の説明（15ページ）に書かれているのですが、対象事件を限定するという理由付けにもなるかもしれないのですが、これは（2）アの2のただし書に該当するもの一例であることは可能でしょうか。先ほどのただし書に関しては、具体的な例示があった方がいいのではないかと、思っております。この点は私も賛成なのですが、この家事のただし書に関して、戸籍謄本等が入るのかどうか、この辺りをどうお考えなのかということをお聞きしたいというのが1点です。

あと、甲案ですが、こういう分け方も一つの分け方だと理解はしますが、従前の部会での議論で行きますと、別表第1事件のうちの単発的な申請許可型に関しては例外というお話は随分出ていたように思いますが、家事調停事件と別表第2に掲げる事項の家事審判事件のみを電子化義務の対象にし、かつ電子化のメリットについても当事者対立構造にあるということを経験として挙げて甲案につなげていますが、従前の議論でも電子化のメリットはそれだけではなくたはずだと思いますし、別表第1に掲げる事件の中でも、後見や財産管理人選任など、手続が長期間にわたって係属し、事件管理の必要性があるような事件類型については電子化のメリットがあり、電子化すべきではないかという議論もあったと思います。あえて甲案の分け方にした理由がお聞きしたいという質問と、従前の議論についてももう少し説明に書いていただきたいという意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。2点、御質問だったかと思いますが、事務局からお願いします。

○脇村幹事 まず最後の方から行きますと、従前の議論として別表第1事件の区分けなどの議論も多少あったと理解はしています。そういう意味では、うまく書けないかなと思ったのですが、正直言いますと本文に掲げるほどの案が浮かばなかったというのが正直なところでございまして、ただ、それを何らかの形で、補足説明なのか、あるいは今の先生のお話からすると、甲案的なものもう少し外縁を延ばすみたいな議論なのかもしれません、そういったことが何か本文の方と併せて書けないか、本文というか、何かこの辺に出てこないかということだと思しますので、難しければ補足になるかもしれませんけれども、少し考えてみたいと思います。

あと、(2)アの①、②のただし書のお話でよかったかと思うのですけれども、恐らく民訴の議論を前提にすると、ここでいう困難な事情には当たらないということなのだろうと思います。つまり、民訴では、電子化する、しないということを、客観的に困難かどうかで決めていたのですけれども、ただ、それは、民訴はそういう議論をしていたということにすぎませんので、そもそもそういった大量処理をする関係で難しいケースなどについて、恐らく事件類型というよりは事件の中のものに着目をして、そういったものをうまく抜き出せないかという御議論かなと思います。そういった点は、そういう意味ではここでは書けていないといえますか、少なくとも補足説明等で、客観的に見ればこの困難な事情に当たるかどうかというのは、そのままだと、もう当たらないということに尽きてしまうのですけれども、ただ、そこについてそういった考え方があるではないかということだとすると、もしかしたらそういったことも検討していくべきではないかというお話も、つまり、事件によって基本、電子化するのだけれども、平たく言うと、戸籍とか、余りなくていい資料はしなくていいみたいなことだったと思うのですけれども、ただ、そういったものが書けるかどうかという問題もあります。そういったことも検討した方がいいのではないかということも併せてという感じですかね、今の御意見、お話があったのは。すみません、もしそういうことであれば、少し補足というようなのが書けるかどうかあれですけども、少し考えないといけないなと今、伺っています。

○櫻井委員 ありがとうございます。戸籍謄本等については、本当に電子化が要るのかどうかという要否にも関わるところかと思うのです。非常にPDF化しにくく、実務的に負担が大きいというお話が裁判所の方からあったと思います。それが電子化の阻害要素になるということであれば、過度期にあっては戸籍謄本自体は紙のままでも別に構わないかもしれないと思っているのです。資料として、例外という形にしてしまえば、そのことによる電子化のコストということを考えなくてもよくなる、対象事件から事件類型として除外しなくてはいけないという理由にもなりにくいのではないかということも関連しての考えです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 そういう意味では今、部会資料の、従前、倒産とかを先ほど議論したときに、基準を作りませんかというのを少し書かせていただいたのは、若干それに近い発想があり、ただ、それだと恐らくどちらかというとな事件単位を念頭に置いて考えていたのですけれども、そもそも今の部会資料では全体的に、例えば、裁判書はもう電子化する方向で一応ま

とめるというか、少なくとも倒産はそういう話、実務はそういう話に進んでいると思うのですけれども、そうすると、出てきた書面に着目した規律だとすると、事件類型だけではないお話も今、可能性があるのかもしれないと思いましたので、ただ、それが書けるかどうかというのは若干あれなのですが、今御指摘がありました点、うまくそういった御指摘があったことを表現できないか、少し考えたいと思います。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○戸苅幹事 これまでも少し発言させていただきましたが、デジタル化の過渡期につきましては、裁判所に提出された書面等の電子化の義務付けの規律については例外を設ける必要があると考えている一方で、将来的にはやはり全面電子化を目指すべきだと考えております。この点をまず第一に申し上げたいと思います。

その上で、先ほど櫻井委員の方から甲案について言及がございましたので、若干申し上げますと、甲案で今掲げられている家事調停事件と別表第2審判事件、これにつきましては電子化のメリットが多く認められる一方で、その余の家事事件につきましては電子化のメリットが必ずしも認められない類型も存在するということからしますと、提出書面等の電子化義務の例外とすることは合理的ではないかと考えております。

甲案というのは、電子化のメリットが大きい事件類型を切り出す一つ案でありまして、そういう意味でルールとしても明確なのではないかと考えています。確かに櫻井委員がおっしゃるように、部会資料には別表第1審判事件でも当事者対立構造にあるものがあって、事件類型を分類しにくいという趣旨の説明が記載されております。その点について櫻井委員も先ほどおっしゃったのかなと思っておるのですが、電子化のメリットが大きいと認められるものであれば、法律上義務化されない類型であっても、裁判所において当然、任意に電子化を進めて、当事者等の利便性を損なわないようにする、そういう運用が考えられるところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先ほど今川委員からは、(1)で乙案というのが要るのか、今までの議論の経緯からどうかというような御指摘もあり、脇村幹事からは今までの議論の延長線上のことだろうという御趣旨の御発言もありましたが、ほかの委員、幹事からは何かありますか。

特にはないですか。

○垣内幹事 垣内です。乙案は、この資料を拝見する前にこういう案があり得るだろうという形で具体的に議論の対象になっていたというわけでは必ずしもなかったようには記憶しておりますので、そういう意味では、議論の中から事務局として整理をされて、こういうことがあり得るということで今回御提案されているのかなと理解をしております。その上で、一つの考え方としてはこういう考え方もあり得るのだろうとは思っておりますので、これを掲げるということについて、これを支持し得るという方がおられるということであれば、これを一つの選択肢として広くパブリック・コメントで御意見を伺うということはあるのかなと思います。

私自身は、どういうふうにか考えるのか若干悩ましいところはあるかなと思っております。と申しますのは、電子化のメリットというのを最も享受することが想定されるのは、確かに当該事件の当事者と考えると、その申出がある場合に当事者の利便性を尊重して電

子化するという規律はあり得るのかなという感じもするのですけれども、しかし他方で、事件記録を見るということそのものは、相当と認められる場合には利害関係のある第三者等でも認められてはいるということなので、必ずしも当事者だけの問題ではないと考えると、当事者にその点の第一次的な判断権と申しますか、処分権を委ねることが理論的にどういう位置付けになるのかということ、なかなか難しい問題が背景にはあるかなという感じもいたします。

また、乙案が前提としている状況というのは、要するに、書面が出てきているということで、基本的に紙で当事者から物が出てくる局面であるということだと思えるのですけれども、そのときに、紙でやっていて、しかし記録は電子化してほしいと当事者が望むということが想定されていて、具体的に典型例としてどういう、例えば、みんなが紙だけでやっているときに記録は電子化してくださいねというふうに申出をする当事者というのはどうということなのだろうかというようなことも少し気になる感じもいたしまして、この案を引き続き検討対象としていくに当たっては、少しその辺りの実質というか趣旨について認識を共有していく必要があるのかなという感じがいたしました。雑駁な感想で恐縮ですけれども、以上です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。無理に発言をしていただいた感じになったかもしれませんが、そうですね、説明のところでは、利害関係参加人も当事者の概念に含まれるという説明があり、また、先ほど破産のところでは同じようなことが（注）に書かれていて、そこでは利害関係人の申出があった場合ということで、倒産のときは利害関係人と、より広く申出権者といいますか、を捉えているということの関係をどう考えるのか、恐らく、詰めるについては御指摘のように更に考えていかなければならないということかと思いますが。

○脇村幹事 脇村です。恐らく、少し具体的な話をさせていただくと、もちろんこれを絶対したいというか、一つの案として考えているだけなのですけれども、考えている前提としては、想定しているのは、例えば、乙案ですと一応、別表第2事件も含めて一般的に考えると、自分はインターネットを使っているのだけれども、相手が書面で来てというときに、それを電子で閲覧したいというケースを基本的に想定しています。ですので、申立人は紙で来ているけれども、相手方が、自分は弁護士さんも就けているので、インターネットを使っているのに、閲覧をしたいというときに、それは見せてくださいと言えるようにした方がいいのではないか、別表第1の事件ですと、相手方はいませんけれども、利害関係参加人ということで、利害がある方については利害関係の参加をし、それは家事事件手続法上も当事者と同様に扱われて、閲覧謄写ができるという前提になっていますので、その平仄を合わせる形で、自分は途中から参加するのだけれども、例えば申立人の出した書面が紙でされているケースについて、どんな申立てがあったか見たいのですみたいな、そういったことを想定していました。そういった意味では、基本的には相手のというか、自分以外が出しているものについて、自分はインターネットを利用しているのだけれどもほかの人が利用していないときに、見に行きたいということを確認するというのが、一番端的なのはこの方式ではないかと考えておりまして、個人的にはそういう、採るかどうかは別にして、一定の合理性はあるのではないかと考えています。

逆に、垣内先生がおっしゃったとおり、全員が紙のケースについて、紙は見ないのに、

それも電子化するのかというのは、正にこれも従前から議論があったところでして、そういったケースについて電子化するメリットは何なのだということについて、それでも認めるべきだという意見もあれば否定する意見もあり、その折衷的な発想が乙案に出てきているのかなというのが私の感覚でございます。

倒産等につきましては、家事と違いまして、閲覧謄写に許可制が採られていないとか、そういった違いがありますので、あちらは広く認めますけれども、家事は基本的に許可制になっていることからすると、許可の中でも絞って、原則見られる当事者、あるいは利害関係参加人はそこに含まれるわけですが、に限って、そういった制度を作るということでもいいのではないかと、雑駁な感じとしては思っていて、こういう書き方にしているところでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 御説明ありがとうございました。どういう事案を想定されているのかということについて理解が進んだように思うのですが、そういったしますと、端的にこの乙案で言おうとしていることは、最も限定的な形で表現すると、オンライン申立てをしている当事者なり利害関係人がいる事件において、その当事者なり利害関係参加人が申し出たときに電子化をするというのが一番中心的な場面で、みんなが紙でやっているのだけれども、やはり電子化あるべしという考えを一般的には持っていて、申出をしたときに、今の乙案ですと、それも申出があった場合にはなるので、電子化義務が生ずるということにはなりそうなのですが、必ずしもそういう場合を少なくとも典型として想定しているわけではない。ですので、少しこの乙案のゴシックの文言で表現されていることと、そこで意図されていることとの間に若干のずれというか、距離があるような感じもいたしますので、もしこの案をゴシックで出すのであれば、そこは補足説明等で趣旨を十分に説明していただけるとよいのかなと感じました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 乙案についてなのですが、今の説明で別表第2 審判事件と家事調停事件についてはそれなりの合理性があるのかもしれないのかなという気もするのですが、別表第1 審判事件で当事者というものにそんな権限を与えるべきなのでしょうか。別表第1 事件というのは必ずしも自己利益のために申立権を認めている場合ではないものが相当数含まれているので、それはむしろいろいろな人の、倒産手続における破産債権者の申立てのようなもので、ほかの人に対しても影響のあるものもかなり含んでいるわけですね。例えば、不在者の財産管理人の選任だと、別にその申立人の利益だけではなくて、不在者の財産関係と関係するような人たち全般の利益のためにある制度だと思います、不在者自身もそうですけれども。そうなりますと、それを別表第1 事件について当事者にそういう権限を与えるのが果たして適切なかどうかということは、やはり考えなければいけない問題のように思います。

それと、既にお話がありましたが、かといって別表第1 事件の全てが義務化すべきかどうかというのは、私は定見はないのですが、ただ、別表第1 事件のうちかなりの部分は、そういうほかの人に影響がある事件が多いので、やはりそれは電子化のメリットはあるので、別表第1 事件をカテゴリー的に排除するというのは、甲案の方ですが、カテゴリー的に排除するのはよくなくて、やはり個別的に、この事件はどうだ、この事件はどう

だという、大変な作業になってしまいますが、やらざるを得ないのかなという印象を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。今、山本克己先生がおっしゃった点について、別表第1事件について、当事者と確かに書いているのですけれども、基本、これは想定していますのは、直接関係する人たちです。補足説明に書いているとおり、利害関係参加人ということで参加をしてやればいいのではないかとすることを想定していました。ただ、そこについて利害関係を有する者にも広げるべきではないかということも一つ、もしかしたら選択肢としてあるのかなということもありますので、そこは乙案を出すとしたとしても、この書き方でいいのか少し考えないといけないのかなと今伺っていて思いました。ただ、なかなか第三者一般について閲覧が許可制になっているのに、それこそ申立権というか、トリガーにしていいのかというのは若干気にはなるところでして、もしかしたらそれも含めて、それは乙案のあれかもしれないので、少し考えていきたいと思っています。

また、別表第1事件をどうするかについて、おっしゃるとおり個別に考えていくというのものがあるのですけれども、それも、考えるかどうかということも含めて多分、御意見として頂いていることだろうと思います。そういう意味では、先ほど櫻井先生がおっしゃっていたことにも通ずる話だと思しますので、どういった形で書けるかどうか、少し私たちも考えてみたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そういう意味で、この乙案というものを次の資料でどうするかということ、残すのか、あるいは残したとしてその中身をどういう書き方にするのかというのは、事務当局で更に引き続き検討いただきたいと思いますが、今の点でも結構ですが、2の全体に関わる、ほかの点に関わる点でも結構ですので、御発言があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。大丈夫ですよ、手を挙げていない方はいないと思います。

それでは、2の点は以上としまして、引き続きまして、資料17ページ「3 裁判書等の電子化」、この部分につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「3 裁判書等の電子化」ですが、本文（1）は従前と同様、裁判書・調書等の電子化について記載したものです。また、本文（2）の家庭裁判所調査官の報告書の電子化につきましては、人事訴訟のところでも第1の3で取り上げていたところですが、改めて御意見等がございましたら頂ければと存じます。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。基本的には人訴のところと同じということかと思いますが、特段よろしいでしょうか。

それでは続きまして、同じく17ページ「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」、この点についての御説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」ですが、まず、本文（1）のアでは、遠隔地要件の削除のところについて記載をしております。また、本文イの当事者が立会権を有する審問期日につきましては、従前の御議論を踏まえまして、ウェブ会議・電話会議の利用を認める甲案と、ウェブ会議は認めるけれども電話会議は認めない乙案を記載しております。人事訴訟でも御議論いただいていた論点でござ

いますが、人事訴訟と家事事件とで同様の規律とするべきかどうかも含め、改めて御意見いただきたいと思ひまして、論点として取り上げております。また、本文（２）は参与員、家庭裁判所調査官及び裁判所技官からの期日における意見聴取等について、ウェブ会議・電話会議の利用を認めることについての記載になります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

これも先ほど人訴のところでも御議論いただいた点と重なる部分がありますが、家事事件との関係についていかがかということですので、どの点からでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○今川委員 先ほどの人訴と同じことでありまして、（２）の参与員、家庭裁判所調査官、それから裁判所技官からの期日における意見聴取については、やはり当事者への説得力とかそういうことから考えると、ウェブ会議を原則とすべきであって、（１）と同様に甲案、乙案という形で取り上げていただければと、このように思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。当事者が立会権を有する審問期日の説明の部分なのですけれども、確かに甲案、乙案という形になるかとは思うのですが、人訴と同じで、ウェブ会議を原則とするべきだけれども、電話会議を一切認めないということではない、逆に言うと、原則はウェブ会議とし、例外として電話会議を認めるという見解になるかと思うのです。要するに、折衷説というのもあり得ると思うのですが、これは運用の問題だからもう書かないと、そういう御判断をされているということなのではないでしょうか。議論の経過を説明として書いていただいた方が、意見としてはお聴きいただきやすいのではないかと思いますので、人訴と同様に折衷説もあったのだということについて書いていただきたいと思ひますので、御検討をお願いしたいと思ひます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。これは御指摘のとおり、人訴のところでも丙案、民訴の参考人審尋みたいな、異議がないときということになるかどうか分かりませんが、そういうような御提案もあり、事務当局で引き続き御検討いただくということだったかと思ひますので、恐らくこの部分も事務当局の方で併せて検討いただくことになろうかと思ひますが、事務当局の方から。

○脇村幹事 脇村です。折衷説もあるという話で、恐らく折衷説の案というのは、当事者に画面で見る権利みたいなことを基本、保障しましょうみたいな発想からすると、案で行くと乙案から派生するような話なのかな、みたいなことは思ひておひまして、そういった意味で、パブリック・コメントとしては甲、乙というのはある意味、分かりやすく書こうかなというところもあり、あるいは折衷説というところどう書いていいか分からないところもあって、あれなのですけれども、恐らく議論として、権利を認めつつ、今、先生がおっしゃった、場合によっては同意があれば外せるのだみたいな話からすると、そういったことを何かで書けないかというお話を頂いたと認識しておりますので、少しそこは工夫できないかなと、ただ、それが３案併記なのか、派生の案なのかは少し整理が必要かなとは思ひておひました。

○山本（和）部会長 櫻井委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

ここも、先ほど河村委員でしたか、確か御質問があったように、（２）のところも、音

声の送受信により同時に通話することとまた書いていますけれども、ウェブ会議、電話会議双方を含むものであって、当然、ウェブ会議もこれは考えられているということかと思えますので、むしろ上の甲案のような書きの方が分かりやすいということはあるかと思えます。

ほかに、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、(1)のイの部分について引き続き検討していただくということ、それから(2)についても今川委員の方から御指摘がありましたので、これも人訴と併せて御検討を頂くということにしたいと思います。

それでは続きまして、今後は資料の20ページの「5 調停の成立」、この点につきまして資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「5 調停の成立」ですが、本文(1)は、家事事件の受諾調停に関し、当事者双方が不出頭の場合の受諾調停に関する規律を設けることについて記載したものでございます。本文(2)は、従前、家事調停事件の調停調書を当事者からの送達申請によらず送達しなければならないものとするところについて御議論いただいていたところでございますが、本文に墨付き括弧で記載していますように、送達に限定せず送付の方法を選択できるものとすることも含め、改めて御意見いただければと思っております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、(1)、(2)、少し違う話ではありますが、いずれについても御質問、御意見等をお出しいただければと思えます。

○櫻井委員 ありがとうございます。(2)の必要的送達とするかどうかというところなのですけれども、今回、送付の方法も選択し得るものとするのが考えられるということでお書きいただいておりますが、これは債務名義にならない場合に限定するという御趣旨でしょうか、そうではないという御趣旨なのか、その辺りを教えてください。

○山本(和) 部会長 事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。ここについてはまだ、そこも含めてどうしようかというところでございます。決め打ちにしているものでは正直、ございません。恐らく送付を選択肢に入れる発想からすると、今の実務は基本、送付が必要な、そうしないと告知の効力が発生しないから、送付が原則なのですけれども、恐らく債務名義になるようなケースについては申立て等により送達でやっているの、それは適宜やればいいのかという発想に近いのかなと思えます。ただ、そこは区分けができるのかどうかはなかなか恐らく難しいとすると、一律送達にすべきだという意見もあるのではないかと。送付でよいとするところについては、債務名義になるケースが実際には外れる可能性があるというところが恐らく難点の一つなのかなとは思っています。もちろん元々審判自体が送付になっていることとのバランスも考えないといけない反面、必要的に送達とする理由として、債務名義の確保ということで考えると、やはり送付だと足りないケースがある、それを区分けできないということで、送付をとるべきでないという意見もあるのかなと、それはいろいろな御意見があるのではないかと思っております。すみません、その辺がうまく書けていないのだと思えますので、少しまた御指摘を踏まえて補足なども考えていきたいと思えます。

○山本(和) 部会長 櫻井委員、よろしいでしょうか。

○櫻井委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克）委員 （2）については今、櫻井委員がおっしゃったのと同じような疑問点を持ちます。少し方向性が違うのかもしれませんが、民事訴訟上の和解についても債務名義とならない場合があるのに、一律送達としていることとのバランスはどうなのかという問題があるかのように思ひまして、少し慎重に考えなければいけないし、補足説明でもその辺は説明をお願いできればと思います。

それと、（1）ですが、私はこれは賛成も反対も定見はないのですが、民事訴訟の場合は調停に代わる審判に相当するものが前の法制審で審議の対象にはなっただけでも、最終的には残らなかったという経緯があると。それに対して、家事調停の場合については調停に代わる審判があるということ踏まえて、この必要性が本当にあるのかどうか、本当にレアなケースだけなのではないかという気もしなくはないので、あっても害がある制度だとは必ずしも思わないのですが、その辺りは補足説明で説明しておいていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。（1）については、恐らくデマケの問題としては、恐らく確定期間が早くなるのかなというのが一つあるのかなと思います。恐らく、受諾調停によるのであれば、この日によって確定する一方で、調停に代わる審判は一応そういう意味では、受け取った後、2週間、一定の期間が要るとか、その辺をコントロールしやすいとか、そういった点もあるのかと思いますので、その辺、民訴と全く仕組みが違う制度の中で置くことの意義については、少し私たちも御意見があったことは注記していきたいと思っています。

あと、（2）につきましては、民訴では判決書はもう送達し、債務名義も送達ということで、みんな送達でそろっているの、余りあれだったのですけれども、家事の方は審判は告知といいますか、相当と認める方法で告知すれば足りるとこととの関係で、若干民訴と違うところについてどう考えるのか、ただ、そもそも和解の送達の規律を参考にしようとしていたことからすると、民訴と合わせるべきだという意見があるのだろうなと思って書いているところですが、一方で審判ですら送達を義務付けていないのに、それでいいのかというのは、少し、踏ん切りを付けていいのかどうか若干気になるところでございまして、そういう意味で中間試案では決め打ちは難しいのかなというのが印象として持っているところでございます。

○山本（和）部会長 ということですが、山本克己さん、何か更にコメントありますか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。特にコメントはございません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（1）、（2）双方について、特に（2）の送付との関係で御意見を頂きましたので、事務局、補足説明の仕方も含めて、更に御検討いただければと思います。

続きまして、今度は資料21ページの「6 電子化した事件記録の閲覧等」、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「6 電子化した事件記録の閲覧等」ですが、本文のように、家事事件の記録の閲覧等については、裁判所の許可を得て閲覧等を行うことができるとの規律を基本的に維持した上で、電子化された事件記録についてインターネットを利用した閲覧等ができるようにすることとしております。

その上で、従前の御議論では、電子化した事件記録について、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができるようにするための対応策として、(注2)のところで記載しているように、許可の在り方などについて御意見があったところでございまして、こうした許可の在り方や一定の資料について法律上閲覧等に許可を要しないものとする規律を設けるかどうかなどについて御意見等を頂ければと思います。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

この部分も、先ほど人訴のところでも事実の調査等についての記録の閲覧等についての点と重なる部分がある点かと思えますけれども、何か御質問、御意見等があれば、お出しを頂ければと思います。

○小池委員 部会の第3回で垣内幹事から、閲覧は認めるけれども謄写は認めないという扱いがそれなりにあるのだろうか、閲覧をしてよい場合は基本的に謄写も認めるのでしょうかというような実務の実情について御質問があったので、それについてお答えさせていただきます。

法律上、閲覧と謄写の許可の要件は同じですので、当事者に対して閲覧を認める場合には謄写も認めることがほとんどでして、基本的に閲覧と謄写の許可の判断が区々になることではないと考えていただいてよいのではないかと思います。例えば、調査嘱託などをして、その結果についてプライバシー保護の必要性が非常に高いというような場合に、閲覧は認めてもいいが謄写させるのは相当でないというような場面はあり得るのかもしれないですけれども、それは非常にレアケースであると思われます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。実務運用についてのクラリファイをしていただきました。垣内さん、何か今の点でありますか。

○垣内幹事 どうも御教示いただきましてありがとうございます。おおむね閲覧と謄写は一致しているという前提で考えればよいということが分かりましたが、ただ、例外もおよそあり得ないわけではないという、レアではあるということでしたけれども、そこも踏まえて引き続き考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言があればお願いいたします。

○今川委員 6の(注2)の読み方なのですが、22ページ、第1段落は、例えば各許可の運用の在り方につき、と書いてあって、どのように考えるか。また以下のところは、下から2行目のところですが、運用の在り方と同じような趣旨のことが書いてあるのだと思うのですが、さらには法律上、これらの資料については許可を要しないということについてどのように考えるかという、この書きぶりが少し分かりづらいです。二つのことが書いてあって、運用のことと、法律上許可を要しないこと二つのことが書いてあるのですが、**「また」**から**「こと」**、つまり、**「さらには」**の前の**「こと」**までの、これがどういうことを指しているのか、これは飽くまでも運用上のことなのかと思って読んでいたのですが、少しこれが分かりづらいので、御説明願えればと思

ます。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局から御説明をお願いします。

○脇村幹事 脇村です。そういう意味では、「また」以下の最後のところは運用でないことが書いてあるので、従前から議論があったところを書こうとして、こうなっているのですが、（注）を分けるとかを含めて、少し考えた方がいいのかなと今、伺っていて思いましたので、少し分かりやすい形で、恐らくその方が意見も出やすくなると思いますので、運用の話ではない話として、視点は一緒かもしれないけれども、そういった意見があったということを、多分（注）か何かで、別の（注）にした方がいいのかもしれないですね、そういったことを少し考えさせていただければと思います。

○今川委員 法律上、これらの資料といったときのこれらの資料は、自らが提出した資料と、双方に弁護士代理人が就いている場合ですかね、これで相手方に閲覧等をさせても問題ないと判断した資料、この二つの資料を含むと、こういうふうに読むのですね。

○脇村幹事 脇村です。そうですね、そういった議論をしていたので、そういうつもりで書いています。ただ、確かに分かりづらいかもありませんので、もちろんそういったことが、いい悪いは今後の議論だと思うのですけれども、意見を聴きやすい形で修正したいと思います。

○今川委員 弁護士には何かそういう判断ができて、当事者はそういう判断ができないという、何かそこにそういう価値観を持ったような規定というのを法律で定めていいのかなという気が少ししたので、質問をしたわけです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。私も直感的にはなかなか。運用であればあれですが。

○脇村幹事 恐らくそういう意味では、議論を書いたということに尽きており、それ以上でもそれ以下でもないというのは大変恐縮なのですけれども、少なくともこの問題が多分二つあって、一つは、自分で出すものはいいのではないかということ、専門家を信じていいのではないかということ、そういう意味で二つのことが1個に、法制上の中で書いていますので、次回少しその二つを、いずれにしても分けて、それぞれについて別の視点なのだということが分かるような形にして、なおそのようなことで少し、もちろんそれについて恐らく意見の中では、自分で出す分についてはいいという方もいるけれども専門家は反対だという方もいらっしゃると思いますし、両方賛成、両方反対、どちらもあるかもしれませんけれども、そこが分かる形にして、場合によっては（注）を増やしていいのかもしれないけれども、少し段差があるということは分かるような形にしたいと思います。何となく全体をざっくり書いた方がいいかなと思って、していたのですけれども、少し確かに視点が違うという気がしてきましたので、分けます。すみません。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

○戸苅幹事 今、今川委員からの御指摘もありました部会資料2 2ページの5行目以下の関係、特に、当事者自らが提出した資料について若干意見を申し上げます。

第3回の部会で小池委員から発言もありましたけれども、実務では当事者本人あるいはその代理人から、自分の側が提出した資料について閲覧等の請求があることが珍しくありません。当事者自らが提出した資料を閲覧などする場合にはプライバシーの保護等を図る必要はございませんので、裁判所の許可を要すると考える必要はありませんし、簡単にど

こからでも記録にアクセスすることができるという記録の電子化のメリットを活かすためにも、当事者自らが提出した資料を閲覧等する場合には裁判所の許可を要しないという規律を設けることには合理性があると考えております。

第3回の部会でも、当事者自らが提出した資料の閲覧等について裁判所の許可を不要とすることには異論はなかったのではないかと認識しております。是非とも（注）ではなくて本文に記載していただければと思っております。具体的に申し上げますと、ゴシック体の中に、裁判所の許可を要する現行法の規律を基本的に維持し、とあるくだりがあるのですけれども、そこに、当事者自らが提出した資料については裁判所の許可を不要とすることとするほかは、みたいな感じで限定を付けていただけると大変有り難いかなというのが当方の意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今の点、事務当局から何かコメントはありますか。

○脇村幹事 確かに実質において、自分が出したもののなのでいいのではないかという御意見が多いのかなという印象であったのですが、もし違う方がいらっしゃれば教えていただければというか、ゴシックに書くことについて、恐らく技術的な問題としてどうするかとか、いろいろあるかもしれないのですが、意見の聴き方として、皆さんの方で、少なくともそこについてはいいのではないかということでゴシックに書くこともあるでしょうし、もし違う方があればということで、すみません。

○山本（克）委員 違う方ではなくて、むしろ賛成の方なのですが、こういうところに出てこられる方はプロの方が多いので、やはり事件記録をきっちりファイルにして保存している方の発想になりやすいと思うのですが、やはり家事調停など、代理人の就いていないケースというのが相当数含まれていて、そういう人たちは自分が出した書類をファイルにして一件書類としてまとめておくということ自体が思い付かない人も結構多いので、今おっしゃったような形にする方が非常に利用者フレンドリーで、いい制度になると思いますので、私も本文化に賛成です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。その点でも、あるいは別の点でも結構ですが。

よろしいでしょうか。それでは、この点、（注2）、特にその後段というか、また以下のところについていろいろな御意見を頂戴しましたので、それを踏まえて、場合によっては、今お話があったゴシックのところも少し変えるということも含めて、事務当局に次の資料の検討を頂きたいと思えます。

それでは、よろしければ、続いて資料23ページの「7 送達等」の方に移っていきたいと思えます。これについて、まず事務当局から説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「7 送達等」ですが、本文（1）及び本文（2）として記載しておりますのは、家事事件における電磁的記録の送達及び公示送達について民事訴訟手続と同様の規律を導入するという記載のところでございます。また、（注）では、家事事件における公告につき、現在の方法に加えてインターネットを利用する方法をとらなければならないということについて取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

これもシステム送達、公示送達、そして（注）で公告の話がありますけれども、特段区

切りませんので、どの点からでも御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特に公告の点については、先ほど破産の関係で御議論を頂いたところですけれども、この（注）のような書き方で一応、意見を伺ってみるということですが、特段御異論はないということでしょうか。

○櫻井委員 すみません、少し質問なのですが、破産のところではこの公告というのは本文で扱われていたかと思うのですが、家事に関しては公示送達のところ（注）という書き方になっていますが、ここは意識してそうされているということなののでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。倒産の方は法律で原則が書いてありまして、破産法自体に書いてある一方で、家事の方の公告の一般的な規律は規則でしたので、少しそこで注に記載していたと。もちろん法律、一般則だから、あるいは家事の中でも、手続法には書いていないけれども民法にあったりするとか、いろいろあったりするのですけれども、一応総則的な規定は規則でしたので、一応そこは意識はしていました。何となく法律事項は本文かな、みたいなイメージで書いたところですよ。

○櫻井委員 ありがとうございます。理解しました。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、24ページ「8 その他」について、事務当局から説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「8 その他」ですが、（注1）は従前も取り上げておりました証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて記載したものです。また、今般の民訴法の改正との関係で整理が必要となるところとして、（注2）で費用額確定の申立て期限、それから、手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限、申立書却下に対する即時抗告の原裁判所却下についても記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ここも最後、バスケット的な話で、（注1）は従来からあった証拠調べの話、（注2）は今回の民訴法改正との横並び、一定のものを書記官の権限とすとか、民訴では濫用防止等という形で議論されたかと思えますけれども、即時抗告の原審却下の話等も並びで入れるということについて、どのように考えるかという問い掛けということかと思えますが、これらの点、あるいはここにはない点も含めて、もし何か御質問、御意見があればお出しただければと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、一応8についてはこういう形でということで、この資料で最後になりますけれども、資料25ページの「第3 子の返還申立事件の手続」、この点について事務当局から資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 御説明いたします。「第3 子の返還申立事件の手続」ですが、ハーグ条約実施法に規律が置かれている子の返還申立事件の手続について、ここでは基本的に家事事件手続と同様にIT化することとしております。

○山本（和）部会長 このハーグ条約実施法の事件について、もし何かお気付きの点があれば、何でも結構ですので、お出しを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。基本的には家事並びということ。

○山本（克）委員 確認だけなのですが、先ほど来かなり議論のあった提出書面の電子化の部分ですが、仮に甲案を採ったような場合には、これは当然ながら別表第2審判事件と同様に扱うということによろしいのでしょうか。

○山本（和）部会長 事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 イメージとしては私もそのようなイメージでございました。そもそも甲、乙、丙が決まっていらないから、あれですけれども、もし御意見があれば、また頂ければ助かります。

○山本（克）委員 私は当然、電子化すべきだと、特に相手さんが、多くの場合は申立人が不在、海外に居住する外国人であることを考えると、きっちり記録を電子化しておくのが望ましいと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。これは申し上げていいのかどうか、少し迷ったところではあるのですが、前回の議論において竹下幹事の方から、ハーグ条約実施法に基づくこの手続に関しては、海外からの手続参加について、法理論的にも主権や国家管轄権の問題をクリアでき、利用を認める方向で検討してもよいのではないかという御趣旨の御発言があったかと思えます。実務上におけるニーズというのは非常に高いところでして、今回の法制審の部会でそこまで検討ができるのかという問題があるというのは重々承知しているのですが、前回のような御意見があったということについて、議論の経過という形で補足説明にお書きいただくということができないか、検討していただきたいと思えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 脇村です。恐らく書き方として、この法制審全体としてそうなのだ、あるいは国全体としてそういう立場なのだというふうな書き方にならないように注意しながら書かないといけないことかなとは思いますが、御指摘として、御議論があったということは何らかの形で示した方がいいのではないかということだと思いますので、現時点でまだ具体案が浮かんでいないという意味で、難しいのですが、御指摘を踏まえて、うまく議論の紹介などが補足説明でできないかと思えます。

○山本（和）部会長 では、この点は補足説明での対応を検討いただくということかと思えます。

ほかに、この第3の関係で、いかがでしょうか。あるいは、最後ですので、この第3に限らず、人事、人訴、家事、あるいはさらに倒産も含めてでも結構ですので、本日議論したところについて何か御意見、御発言があればと思えますが、いかがでしょうか。

○今川委員 中間試案をどうするかということではなくて、少し関心があったので、質問をしたいのですが、先ほどの提出書面の電子化のルール原則のところ、甲案を採った場合、電子ファイルで提出された場合はこういうふう処理するというのが部会資料の16ページ一番下の段落で書いてあるのですが、これは裁判所としたら非常に実務的に大変なので、ワークするのかなという気がいたします。というのは、これは閲覧の申立てをしたという話ではなくて、全ての書類について全部、裁判所が吟味していくことになるのだと思うのですが、この点、家庭裁判所としてどうなのかなと思って、質問したく思いました。

○山本（和）部会長 法務省から何かコメントはありますか。

○脇村幹事 民訴の話を少しさせていただくと、民事訴訟で電磁的訴訟記録について安全管理措置をとるということは、今実際にやっている実務を踏まえて、同じようなことをできないかということを中心に議論をしていた議論ですが、例えば知財などの関係で営業秘密等について厳重な取扱いをしているものを、どうこの電子の世界に落とし込むかという議論をさせていただいていたと思います。そういう意味では、民訴の議論はどちらかという従前の議論の延長線上にあり、それぐらいはということだったのだと思います。

一方で、今回の家事の関係での電子化の例外については、どちらかというと理念的な話として検討していたということが正直なところだろうと思います。そういった意味では、事件数など、あるいは対象事件が非常に多いときについて同じように考えていけるのかというのは、正に今川先生がおっしゃったことは私たちも気にすべきことでしょうし、恐らく、今後、中間試案についていろいろな御意見をされる際には御検討されるのではないかと考えているところでございます。そういう意味では正に両論あり得るということなだろうと私たちとしては理解していますし、考えていかないといけないと覚悟しているところです。

○山本（和）部会長 家庭局ないし家裁から、何か今の時点で御意見があればと思いますが、特段ないですかね。では、その点は今、お話がありました、引き続きそれを踏まえて甲案、乙案、どうするかという議論をしていかなければならないということかと思えます。

ほかに、全体について、いかがでしょうか。

○長谷部委員 まだお時間がありそうなので、少し申し上げたいと思います。家事は、審判と調停を並行するような形で書かれていると思うのですが、私は、調停におけるウェブ会議の在り方というのはいろいろ考えなければいけないところがあるのかなと思っています。大学の授業などでも、対面ですかウェブですかということに関して、対面にすごくこだわられる、その方がいいのだとおっしゃる方もいらっしゃいます。相手ととことん話し合うという場面では、ウェブでは十分でない、どうしてもその場に来てもらわなければと、そういう意見もあるのかなと思うのです。部会資料8、17ページには、「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議の方法によって・・・手続を行うことができるものとする」となっていて、「相当と認めるときは」の解釈が家事審判と家事調停で同じなのか違うのかという問題もあると思いますし、また、当事者間で、対面ですかウェブですかについて意見が対立した場合に一体どう在るべきなのかというようなことも、ここでは見えてこないものですから、どのように扱われるのかなということが少し気になりましたので、質問させていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。恐らくこの相当と認めるの解釈は実際の運用なのだろうと思うのですが、特に調停のケースについて、今回いろいろウェブ参加の議論、現行法でも調停について電話会議が導入されているわけですが、当然全てのケースに電話会議を使っているわけではないということは認識しているところでございまして、恐らくこの部会としても、利便性向上を図るということから選択肢を増やしていますけれども、何が何でもそれを使わないといけないと思っていられる方は余りいらっしゃらないのではないかと、それは言いすぎかもしれませんが、思っております。そういった意味で、今後

の議論としても、こういったケースを想定すべきではないかということは、中間試案の後にもこの議論が続きますので、また御議論いただければと思っておりますし、一方で、当事者が両方とも意見対立した場合に絶対に使わないかということになりますと、恐らく家事のケースはいろいろなケースがあり、それは、いわゆるDVのあった事件などで、しかも弁護士が就いていないケースについてどうするか、それはリアルな工夫で賄うという考えもあれば、この電話会議、ウェブ会議の活用に委ねるということもあると思っておりますので、正に実務的な視点の御議論があると思っております。そういった意味で、何が何でもこれを使うというメッセージになってはいけないと思っておりますし、こういったケースにふさわしいかは是非また先生方の御意見を伺いたいと思っております。

○山本（和）部会長 家事調停については、恐らく既にウェブ調停というのがかなり拡大して運用がされてきているところだと思いますので、裁判所の方でも恐らくそれに対する知見というか、徐々に形成されてきているのではないかと思いますので、場合によってはまた裁判所の方からも当部会にフィードバックしていただくということもありますし、また中間試案でもいろいろ多分、御意見は出てくるのかなとは思っておりますので、今の長谷部委員の御指摘を踏まえて引き続き議論していく必要があることかなと思っております。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで本日予定していた点については審議を終えられたと思っておりますので、最後に次回議事日程等について事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程ですが、令和4年7月8日金曜日、午後1時から午後6時00分で、リアルで出席の方につきましては、場所は東京高等検察庁17階、第2会議室を予定しております。

次回ですが、基本的に今日取り上げていなかったもの全部を出そうと思っておりますし、かつ、これまで積み残しというか、取り上げていなかったものの中でいいますと、労働審判、民事調停について御議論を予定しています。また、非訟事件についても考えておりまして、そういう意味で非訟、労働審判、民事調停、さらに、前回、やらせていただいた民事執行、民事保全を取り上げ、中間試案のたたき台という形で、正に中間試案を示す形で資料を作らせていただきたいと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そのようなことで、次回はかなり大部な資料になろうかと思っておりますけれども、引き続きよろしく御審議のほどお願いをいたします。

それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたりまして熱心な御審議を頂きましてありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—